

呉市子ども・子育て支援事業計画

【案】



平成27年3月

呉 市

はじめに

吳市長 小村 和 年

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 子育て家庭を取り巻く現状.....	5
1 市の概要.....	5
2 人口の動向.....	6
3 保育所・幼稚園等の状況.....	14
4 呉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要.....	16
5 呉市次世代育成支援行動計画-後期計画-の取組評価と進捗状況.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	44
3 施策の体系.....	46
第4章 子ども・子育て支援の新たな取組.....	47
1 子ども・子育て支援新制度について.....	47
2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定.....	47
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	51
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について.....	52
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について.....	60
第5章 実施計画.....	84
1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援.....	84
2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり.....	91
3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実.....	96
4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備.....	101
5 基本目標5：子育てと仕事の両立支援.....	104
6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援.....	109
第6章 計画の推進.....	114
1 基本的姿勢.....	114
2 推進体制.....	114
3 進捗の管理・評価.....	114

資料編.....	115
1 基礎データ	115
2 呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	121
3 市民の会の名簿	124
4 呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯	125
5 用語解説	128

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、全国的に出生数の減少と高齢化の進展、いわゆる少子高齢化の進行が深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などを背景として、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい環境となっています。

家庭を作り、子どもを生み育てるといふ、人間が本質的に持っているはずの欲求が様々な理由により十分にはかなえられない状況が、少子化の大きな要因となっています。子どもの減少は、地域の活力を低下させる要因ともなり、また、高齢者を支える現役世代の将来的な減少を意味し、現在の子ども世代にとって将来的な負担増加が懸念されています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市は、平成17年度に「呉市次世代育成支援行動計画 前期計画」を、引き続き平成21年度に「同 後期計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市において、合計特殊出生率は平成17年度以降回復基調にあるものの、母親となる女性の人口の減少などにより、出生数については依然減少が続いています。これは、全国的にも同様の状況であり、国全体で今後更に少子高齢化が加速度的に進行していくことが懸念されます。

以上を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

【国の動きと呉市の取組】

	国の動き	呉市の取組
平成 2 年 (1990)	<1.57 ショック> = 少子化の傾向が注目を集める	
平成 6 年 (1994)	エンゼルプラン + 緊急保育対策5か年事業 (平7~11年度)	
平成 9 年 (1997)		第 3 次呉市長期総合計画 (平9~22年度) 呉市児童育成計画 (平9~16年度)
平成 11 年 (1999)	少子化対策推進基本方針 少子化対策推進関係閣僚会議決定 新エンゼルプラン (平12~16年度)	
平成 13 年 (2001)	仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等) 平13.7.6 閣議決定	
平成 14 年 (2002)	少子化対策プラスワン 厚生労働省まとめ	
平成 15 年 (2003)	少子化社会対策基本法 平15.9.1 施行 次世代育成支援対策推進法 平15.7.16 から段階施行	
	↓	
	地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施	
平成 16 年 (2004)	少子化社会対策大綱 平16.6.4 閣議決定 子ども・子育て応援プラン 平16.12.24 少子化社会対策会議決定 (平17~21年度)	
平成 17 年 (2005)		呉市次世代育成支援行動計画 (前期) (平17~21年度)
平成 18 年 (2006)	新しい少子化対策について 平18.6.20 少子化社会対策会議決定	
平成 19 年 (2007)	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略	
平成 20 年 (2008)	「新待機児童ゼロ作戦」について 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 社会保障国民会議最終報告	
平成 21 年 (2009)	次世代育成支援対策推進法の一部改正 児童福祉法等の一部改正	
平成 22 年 (2010)	子ども・子育てビジョン閣議決定 子ども・子育て新システム検討会議	呉市次世代育成支援行動計画 (後期) (平22~26年度)
平成 23 年 (2011)		第 4 次呉市長期総合計画 (平23~32年度)
平成 24 年 (2012)	子ども・子育て関連3法公布 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定	
平成 25 年 (2013)	子ども・子育て会議設置 待機児童解消加速化プラン 少子化危機突破のための緊急対策	呉市子ども・子育て会議設置
平成 27 年 (2015)		子ども・子育て支援新制度スタート

2 計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

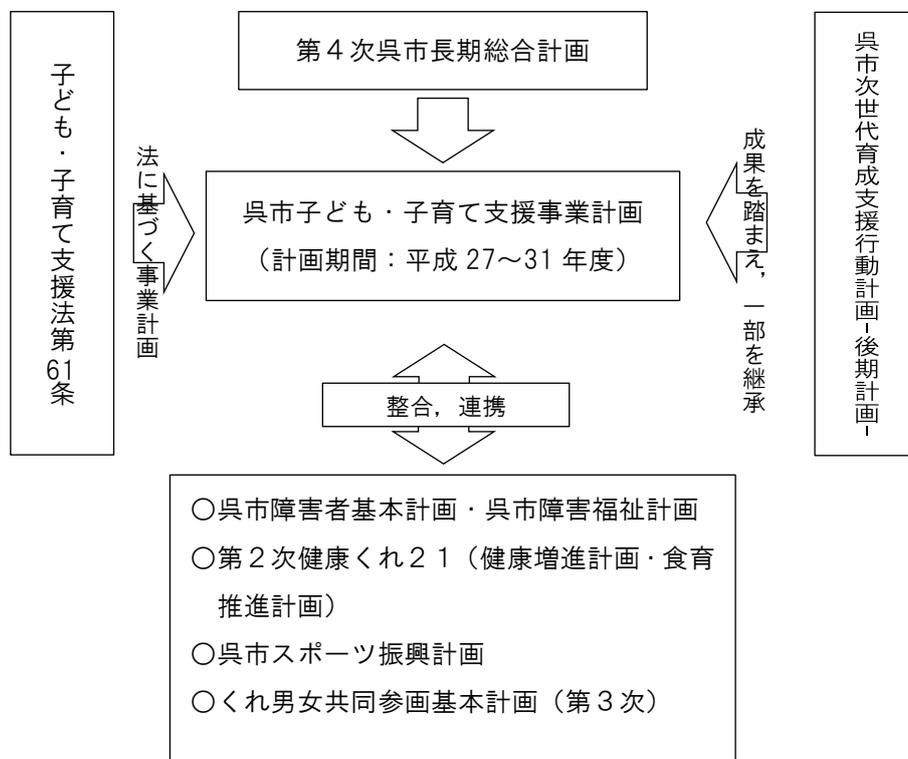
(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法 8 条で定める「市町村行動計画」が法的根拠として存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の各事業について、現状と課題を整理し、本計画と一体的に策定することとします。

(3) 関連計画との整合性

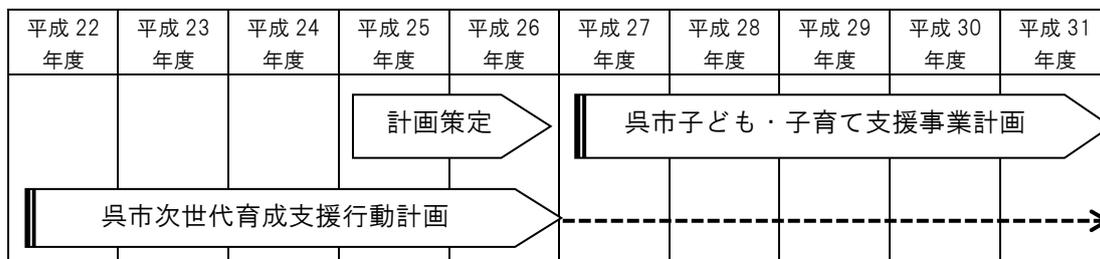
本計画は、市のまちづくりの基本となる「第 4 次呉市長期総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 呉市保健福祉審議会（児童専門部会）における審議

本計画へは子育て当事者等の意見を反映させるとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「呉市保健福祉審議会（児童専門部会）」を「呉市子ども・子育て会議」と位置付け、計画の内容について審議を行うとともに、幼児教育・保育小部会（幼稚園・保育所関係者で構成）や市民の会（「子ども・子育てほっと café」として開催）において意見を聴取し、計画の内容へ反映をさせました。

(2) 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に際し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者 3,000 人を対象として、「呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました（回収 1,815、回収率 60.5%）。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口や市ホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

第2章 子育て家庭を取り巻く現状

1 市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

明治22年海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められた呉市は、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業都市としての基盤を確立し、広島県の産業を牽引するとともに、平成12年には特例市の指定を受け、地方分権時代における広島県芸南地域の新たな担い手として重要な役割を担っています。

また、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取組、平成15年4月に下蒲刈町と、同16年4月に川尻町と、同17年3月に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併して現在の市域となりました。

市域面積は353.86平方キロメートルで、瀬戸内海で最も長い約300キロメートルの海岸線を有しています。陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、標高300～800メートル前後の山が連なり、島しょ部においても、標高200～700メートル前後の山があり、市域全体を通じて平坦地が少なく、集落が分断された形となっています。こうした地形は、市街地を形成する上で不利な点もありますが、一方で山と海と風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な渓谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いのレクリエーションの場としても親しまれています。

2 人口の動向

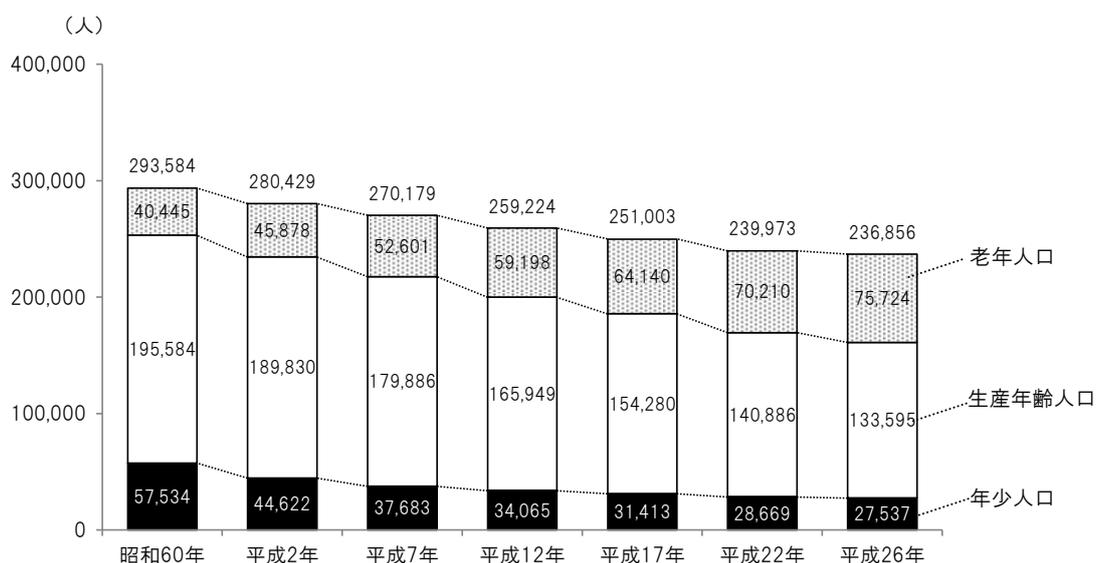
(1) 年齢3区分別人口の推移

人口及び世帯数の動向をみると、総人口は昭和60年の293,584人（平成15年度以降の合併地域を含む）から平成26年には236,856人と56,728人減少（△19.3%）しています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和60年の57,534人（19.6%）から平成22年には28,669人（11.9%）と25年間で約5割減少しています。これに対し、老年人口は増加を続けており、人口構造の変化が顕著にみられます。

【年齢3区分別人口・世帯数の推移】

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	293,584 100.0%	280,429 100.0%	270,179 100.0%	259,224 100.0%	251,003 100.0%	239,973 100.0%	236,856 100.0%
年少人口 0～14歳人口	57,534 19.6%	44,622 15.9%	37,683 13.9%	34,065 13.1%	31,413 12.5%	28,669 11.9%	27,537 11.6%
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584 66.6%	189,830 67.7%	179,886 66.6%	165,949 64.0%	154,280 61.5%	140,886 58.7%	133,595 56.4%
老年人口 65歳以上人口	40,445 13.8%	45,878 16.4%	52,601 19.5%	59,198 22.8%	64,140 25.6%	70,210 29.3%	75,724 32.0%



資料：国勢調査（昭和60年～平成22年）呉市，住民基本台帳（平成26年3月）

注1：人口は、いずれも合併町分を含む。

注2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

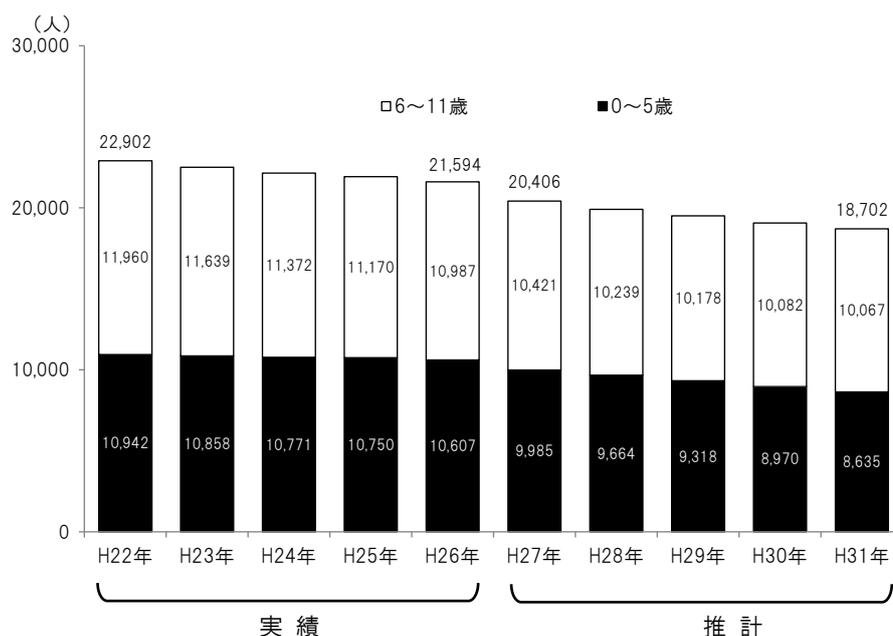
(2) 児童人口の推移と推計

0歳から11歳までの子どもの人口は減少を続けており、平成26年は21,593人、内訳は0～5歳10,607人、6～11歳10,987人となっています。

この傾向で推移すると平成31年の推計は合計18,702人で、内訳は0～5歳8,635人、6～11歳10,067人と見込まれます。(推計は国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(平成25年3月推計)」で用いられたものを準用)

【児童人口の推移と推計】

区分	実績					推計				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,816	1,792	1,736	1,684	1,631	1,620	1,539	1,502	1,456	1,394
1歳	1,873	1,840	1,808	1,776	1,723	1,573	1,597	1,511	1,462	1,407
2歳	1,847	1,838	1,828	1,826	1,794	1,639	1,551	1,568	1,472	1,414
3歳	1,761	1,834	1,814	1,824	1,822	1,701	1,616	1,523	1,528	1,422
4歳	1,813	1,746	1,829	1,816	1,826	1,734	1,675	1,587	1,483	1,477
5歳	1,832	1,808	1,756	1,824	1,811	1,718	1,686	1,627	1,569	1,521
小計	10,942	10,858	10,771	10,750	10,607	9,985	9,664	9,318	8,970	8,635
6歳	1,894	1,806	1,806	1,754	1,822	1,727	1,702	1,663	1,630	1,586
7歳	1,869	1,888	1,798	1,813	1,761	1,712	1,711	1,679	1,664	1,646
8歳	2,039	1,862	1,897	1,807	1,822	1,644	1,696	1,686	1,680	1,682
9歳	1,981	2,027	1,858	1,906	1,816	1,718	1,630	1,672	1,688	1,698
10歳	2,069	1,990	2,026	1,855	1,903	1,748	1,758	1,701	1,744	1,735
11歳	2,108	2,066	1,987	2,035	1,863	1,872	1,742	1,777	1,676	1,720
小計	11,960	11,639	11,372	11,170	10,987	10,421	10,239	10,178	10,082	10,067
合計	22,902	22,497	22,143	21,920	21,594	20,406	19,903	19,496	19,052	18,702



資料：住民基本台帳及び外国人登録（平成22年～平成26年4月1日現在）

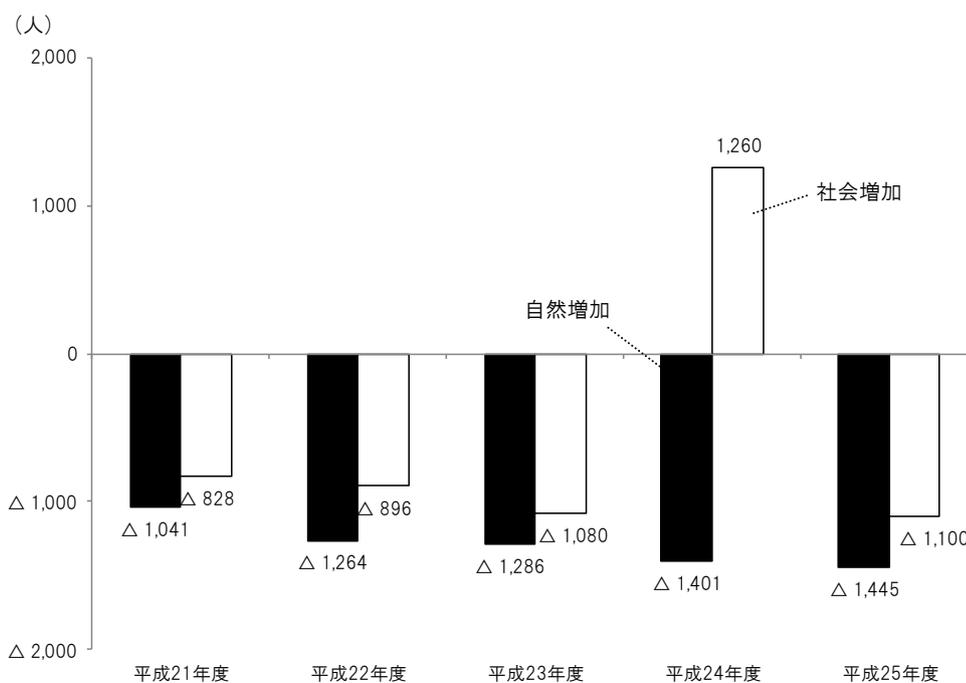
(3) 人口動態

① 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、出生児数が1,700人前後、死亡数が3,000人前後で、1,000～1,400人の自然減となっています。一方、社会動態はそれまでの社会減から平成24年度に社会増に転じましたが、これは、平成24年7月に住民基本台帳の対象となった外国人住民を含めたためであり、全体傾向としては、社会減となっています。

【人口異動の推移】

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自然動態	出生児数	1,863	1,847	1,777	1,717	1,690
	死亡数	2,904	3,111	3,063	3,118	3,135
	自然増加	△ 1,041	△ 1,264	△ 1,286	△ 1,401	△ 1,445
社会動態	転入者等	6,807	6,428	6,114	9,594	7,105
	転出者等	7,635	7,324	7,194	8,334	8,205
	社会増加	△ 828	△ 896	△ 1,080	1,260	△ 1,100
増加人口		△ 1,869	△ 2,160	△ 2,366	△ 141	△ 2,545
年度末人口		244,068	241,908	239,542	239,401	236,856



資料：呉市統計書より（年度内における異動数）

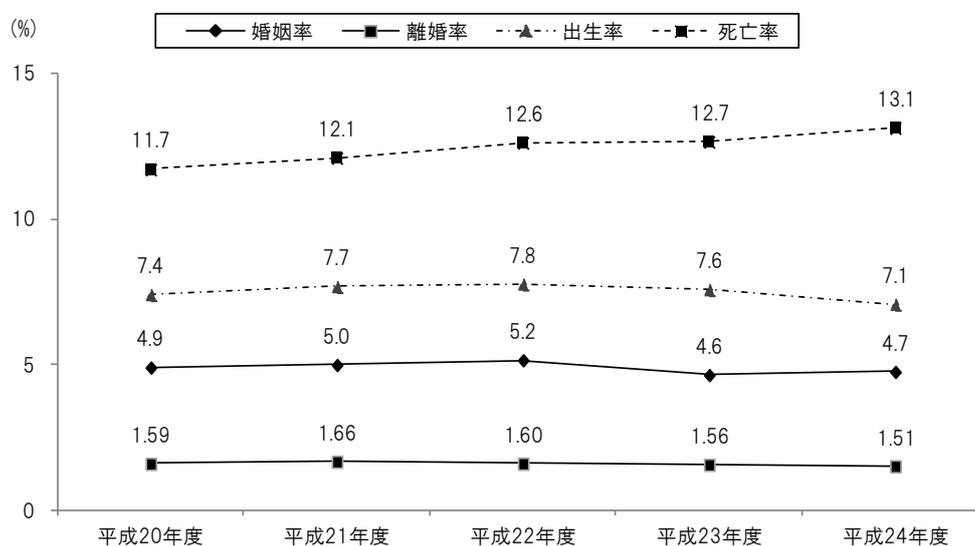
②婚姻・離婚，出生・死亡

人口動態の推移をみると，婚姻件数は平成22年度をピークにやや減少しており，平成24年は1,137件，離婚件数は361件となっています。

出生数は近年1,800人超を推移していましたが，平成24年度に1,692人と減少しています。一方，死亡数は増加傾向にあり，平成24年度に3,142人となっています。

【人口動態の推移】

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実数	婚姻	1,224	1,194	1,233	1,111	1,137
	離婚	400	398	382	373	361
	出生	1,847	1,837	1,858	1,812	1,692
	死亡	2,937	2,896	3,021	3,029	3,142
(人口千対) 動態率	婚姻	4.9	5.0	5.2	4.6	4.7
	離婚	1.59	1.66	1.60	1.56	1.51
	出生	7.4	7.7	7.8	7.6	7.1
	死亡	11.7	12.1	12.6	12.7	13.1



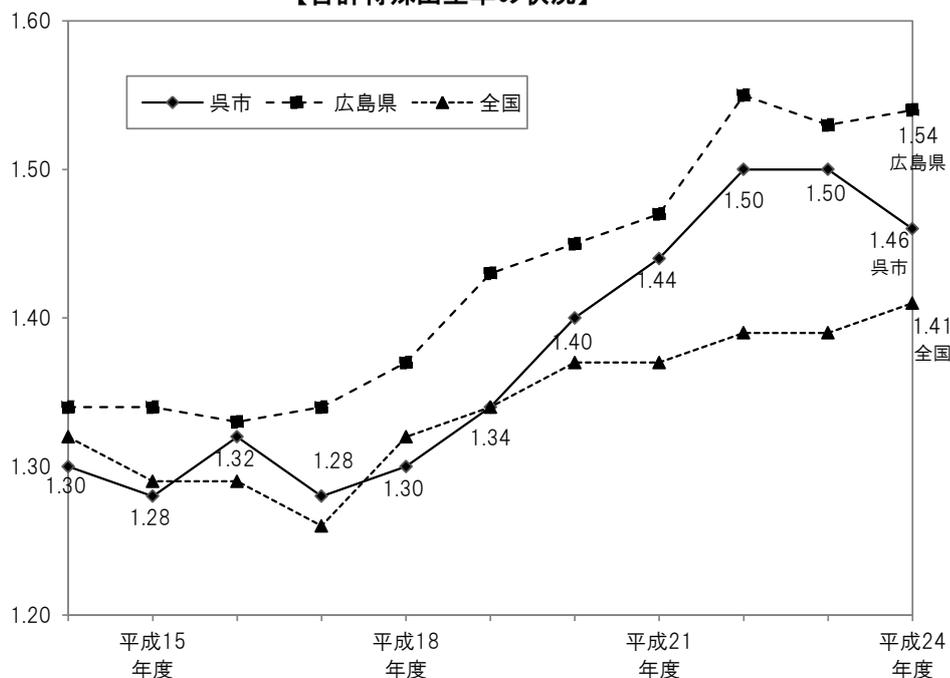
資料：人口動態統計

注1：動態率は各年3月31日現在の人口より算出した。

③合計特殊出生率

平成 24 年度の呉市の合計特殊出生率は 1.46 と全国平均を上回っています。平成 17 年の 1.28 以降は上昇傾向にありましたが、平成 24 年度は減少に転じています。また、広島県平均より全般的に低い状況にあります。

【合計特殊出生率の状況】

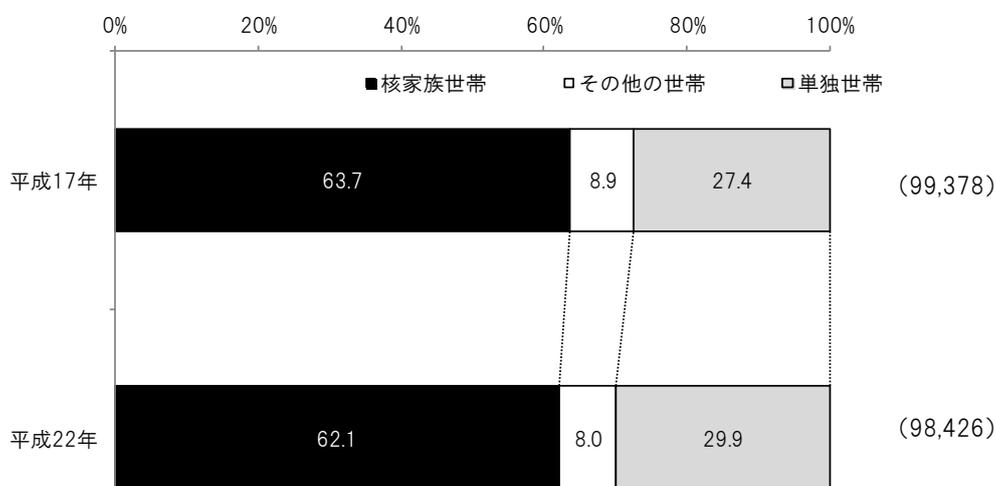


資料：人口動態調査

(4) 世帯の動向

呉市における平成 22 年の一般世帯数は、98,426 世帯となっており、平成 17 年に比べて減少しています。

一般世帯数の構成をみると、単独世帯が増加し、核家族や祖父母・両親・子どもで構成される 3 世代家族を含む、その他世帯の割合が減少しています。

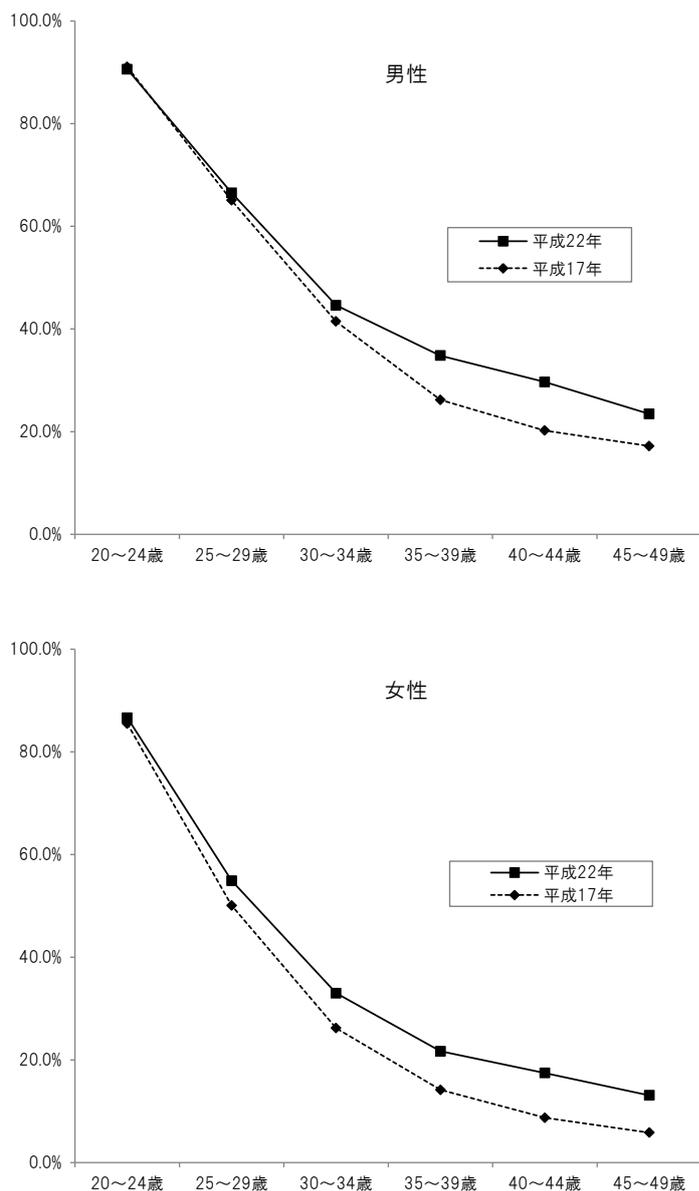


資料：国勢調査（平成 17・22 年）呉市

(5) 未婚の状況

少子化の主たる要因である未婚化について、性別・年齢階層別未婚率の推移を平成17年と平成22年とで比較してみると、男性は30歳代前半から、女性は20歳代後半から未婚率が上昇しています。

【未婚率の推移】



資料：国勢調査（平成17・22年）呉市

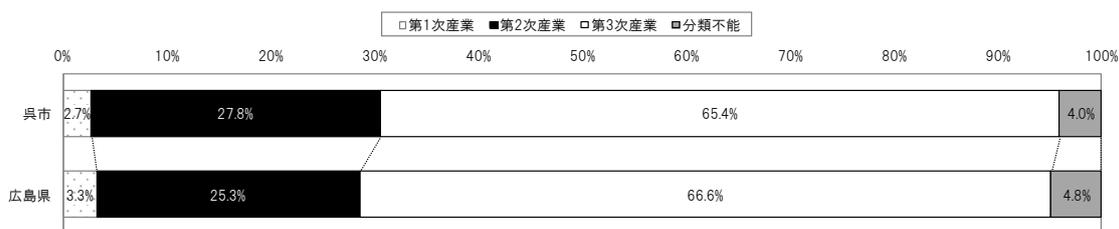
(6) 就労の状況

①産業別就業構造

呉市の就業者数は、平成22年国勢調査で109,959人となっており、第1次産業就業者が3,020人(2.7%)、第2次産業就業者が30,590人(27.8%)、第3次産業就業者が71,953人(65.4%)となっています。

広島県平均と比較すると、第2次産業就業者の割合が高く、第1次・第3次の割合が低くなっています。

【産業別就業構造】

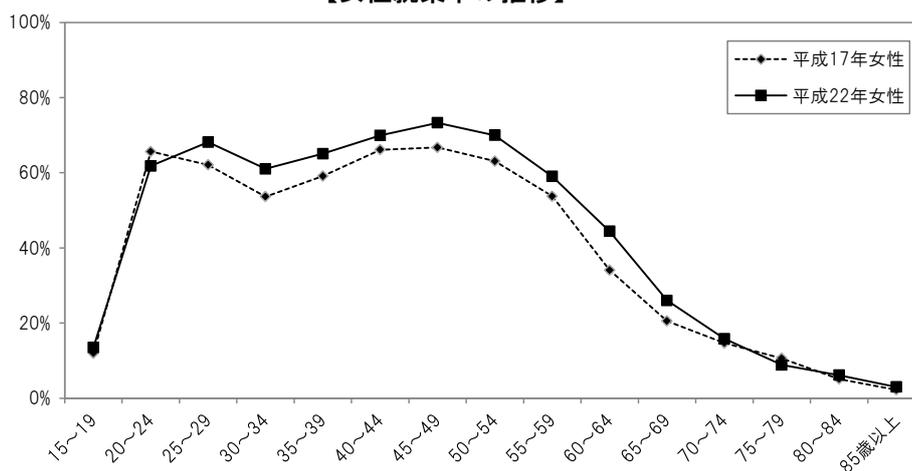


資料：国勢調査（平成22年）

②女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成17年をみると、20歳前半でピークを迎えるのに対し、平成22年では、40歳代後半でピークを迎えています。また、平成17年と平成22年と比較すると、20歳代後半から60歳代後半にかけての年齢階層で就業率が上昇しています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査（平成17・22年）呉市

(7) 小学・中学校の状況

①小学校の状況

平成26年5月1日現在で、小学校は39校、460学級あります。児童数は10,857人で、学年別の人数は、1年～6年までどの学年も1,700人～1,900人となっています。

【小学校の状況】

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数		52	46	44	42	39
学級数		526	504	492	465	460
教員数		773	739	722	706	660
児童数	1年	1,907	1,794	1,833	1,747	1,799
	2年	1,891	1,906	1,792	1,818	1,726
	3年	2,053	1,875	1,911	1,788	1,811
	4年	1,992	2,039	1,869	1,893	1,771
	5年	2,084	1,997	2,040	1,961	1,889
	6年	2,116	2,078	1,999	2,034	1,861
	合計	12,043	11,689	11,444	11,241	10,857
うち特別 支援学級	学級数	72	71	71	68	69
	児童数	210	213	222	200	215

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

②中学校の状況

平成26年5月1日現在で、中学校26校、222学級あります。生徒数は5,708人で、学年別の人数は、1年～3年までどの学年も1,900人前後となっています。

【中学校の状況】

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数		31	31	30	30	26
学級数		241	238	226	227	222
教員数		479	480	481	473	440
生徒数	1年	2,008	1,999	1,979	1,887	1,910
	2年	2,150	2,012	2,001	1,979	1,856
	3年	2,014	2,153	2,005	1,999	1,942
	合計	6,172	6,164	5,985	5,865	5,708
うち特別支 援学級	学級数	43	40	34	41	40
	児童数	91	87	76	95	97

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(8) 就業・就学・昼間人口

平成 22 年国勢調査では、市外で従業・通学している人が 22,298 人、逆に呉市で従業・通学する他の市町の人々が 16,475 人で常住（夜間）人口が昼間人口を上回っています。

【通勤・通学の状況】

区分		就業者	通学者	合計
呉市民	市内で就業就学	90,854 83.2%	23,678 85.8%	114,532 83.7%
	市外で就業就学	18,389 16.8%	3,909 14.2%	22,298 16.3%
	合計	109,243 100.0%	27,587 100.0%	136,830 100.0%
	常住（夜間）人口	239,973		
従業地・通学地が呉市内の他市町民		14,376	2,099	16,475
昼間人口		236,596		

資料：国勢調査（平成 22 年）呉市

3 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所（園）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在で、50 か所あります。在籍児童数は 3,794 人となっています。

【保育所（園）の状況】

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育所数	60	55	54	52	50
うち公立	30	22	19	17	14
うち私立	30	33	35	35	36
入所定員数	4,335	4,245	4,115	4,060	3,990
在籍人員	3,798	3,766	3,751	3,791	3,794
うち 3 歳未満児	1,397	1,374	1,390	1,395	1,429
うち 3 歳以上児	2,401	2,392	2,361	2,396	2,365

資料：呉市統計書より（各年 4 月 1 日現在）

(2) 幼稚園の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在で、30 園あります。在籍園児数は 2,966 人となっています。

【幼稚園の状況】

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
幼稚園数	33	33	31	30	30
学級数	143	146	150	151	147
園児数	2,833	2,861	2,942	2,962	2,966
うち 3 歳児	881	939	998	933	957
うち 4 歳児	980	939	1,002	1,036	974
うち 5 歳児	972	983	942	993	1,035

資料：呉市統計書より（各年 5 月 1 日現在）

(3) 教育・保育（認定区分）の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在の市内の 0～5 歳の子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく認定区分に当てはめた場合、市全体で 1 号認定（3～5 歳）は 2,779 人、2 号認定（3～5 歳）は 2,336 人、3 号認定は 1,436 人となっています。3 号認定の内訳は、0 歳 188 人、1～2 歳 1,248 人となっています。

【教育・保育（認定区分）の状況】

認定区分	1 号	2 号	3 号		計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1～2 歳	
市全体	2,779	2,336	188	1,248	6,551
天応・吉浦	81	141	9	89	320
中央・宮原・警固屋	862	546	51	338	1,797
音戸・倉橋	0	225	11	67	303
阿賀・広・仁方・郷原	1,084	875	79	445	2,483
川尻・安浦	175	214	13	107	509
昭和	550	300	22	186	1,058
安芸灘	27	35	3	16	81

■認定区分（子ども・子育て支援法第 19 条）

1 号認定：満 3～5 歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定）

2 号認定：満 3～5 歳，保育の必要性あり（満 3 歳以上保育認定）

3 号認定：満 3 歳未満，保育の必要性あり（満 3 歳未満保育認定）

4 呉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要

■目的：本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画の策定の基礎となるニーズ調査の実施及び集計・分析を行いました。

■調査対象：市内の未就学児童が属する世帯 3,000 件

※市内 18 地区の配布割合は、18 地区の人口比で設定しました。

■調査方法：

- ①調査記入方式 アンケート自己記入方式
- ②調査票の配布・回収 郵送による配布・回収
- ③調査期間 平成 25 年 12 月 30 日～平成 26 年 1 月 14 日

(4) 回収状況

項目	内容
配布	3,000 件
回収	1,815 件
回収率	60.5%

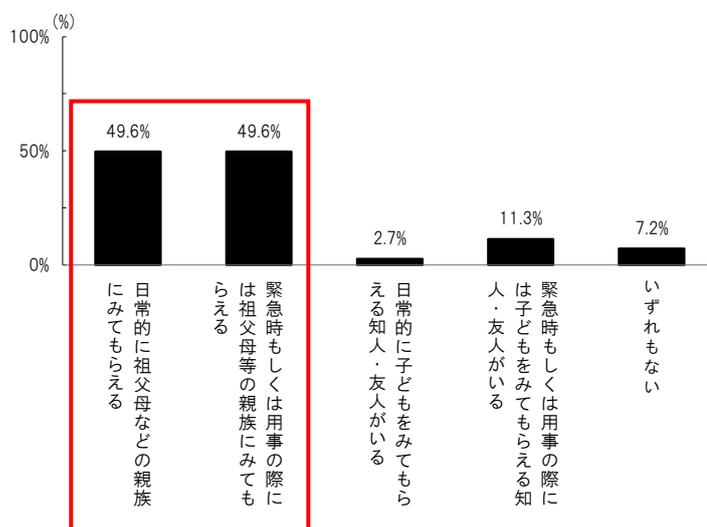
■調査結果の見方

- ①図表中に示すNは、回答総数（無回答を除く）。
- ②割合比はNを 100.0%として算出し、図表中の構成比(%)は、小数点第 2 位以下を四捨五入したため、合計が 100.0%にならない場合があります。
- ③回答が 2 つ以上ありうる複数回答は、比率の合計は 100.0%を超える場合があります。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

問 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について (N=1,809)

・日常的、緊急時にかかわらず祖父母等の親族にみてもらうと回答した人が 49.6%と多い。

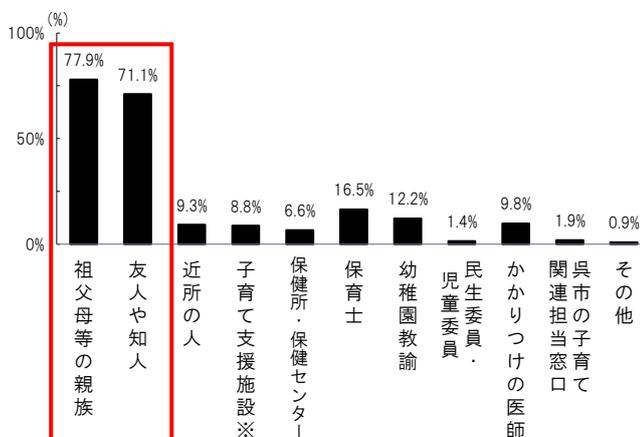
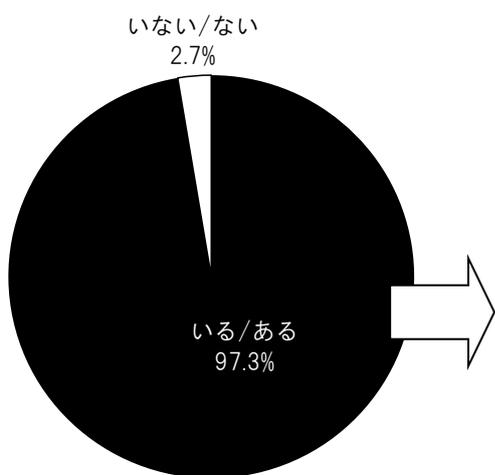


問 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について（N=1,809）

- ・多くの人が子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）が「いる（ある）」（97.3%）と回答している。
- ・相談相手の多くは、「祖父母等の親族」（77.9%）、「友人や知人」（71.7%）と、身近な人が多い。

【「いる／ある」の方】

■子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手について（N=1,757）



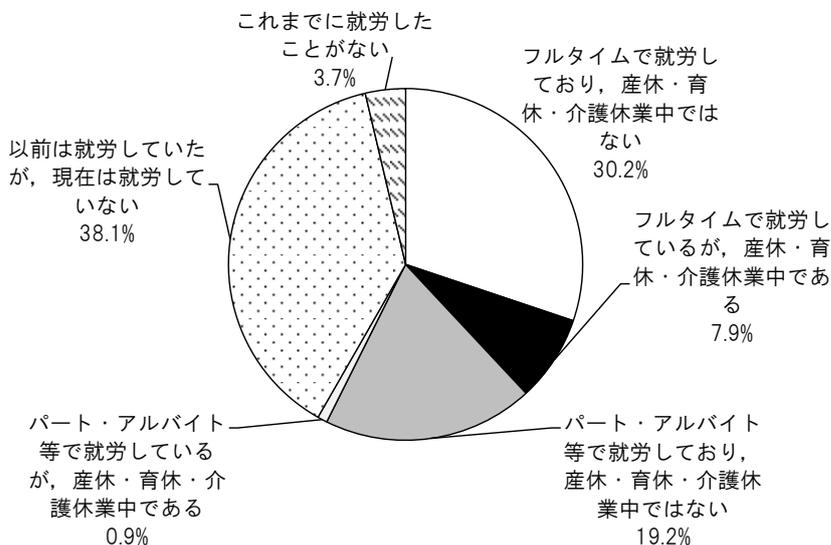
(2) 保護者の就労状況について

※地域子育て支援拠点，児童館等

問 保護者の現在の就労状況（自営業，家族従事者含む）について

①母親の就労形態について（N=1,772）

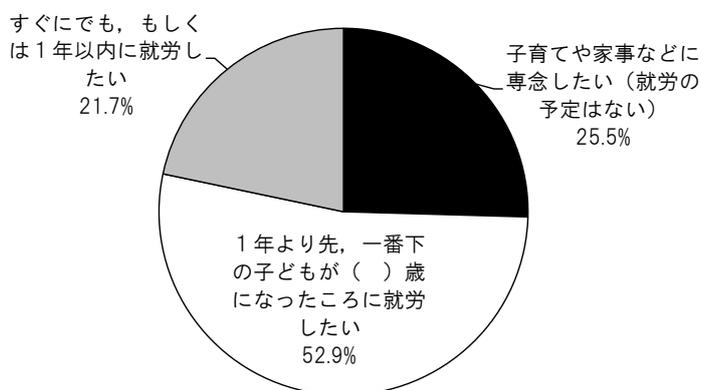
- ・母親の 58.2%は、「フルタイム」、「パートタイム・アルバイト」等の形態にかかわらず就労をしている。
- ・母親の 41.8%は現在就労していない。



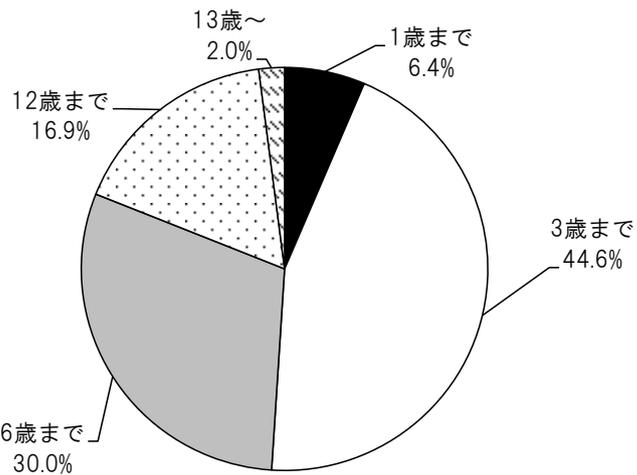
【「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」を選ばれた方】

問 母親の就労希望について (N=664)

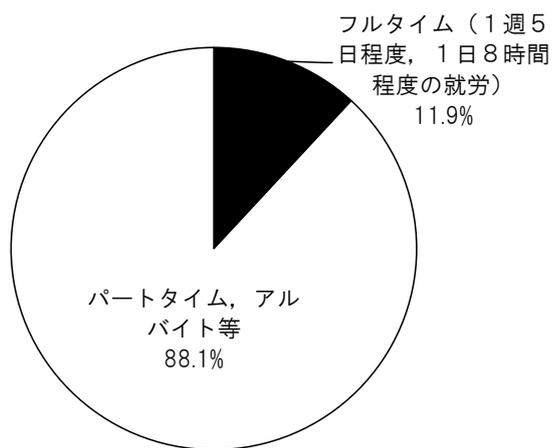
- ・母親の今後の就労希望については、「1年より先の就労」希望が52.9%と多い。
- ・内訳としては、「3歳まで」(44.6%)、「6歳まで」(30.0%)など末子が保育所(幼児)、小学校に入る段階が多い。
- ・「すぐにでも、もしくは1年以内に就労」を希望する人(21.7%)のうち、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が88.1%と多い。



【「1年より先に就労したい」の方】
 ■一番下の子どもが()歳になったときに就労したい (N=343)



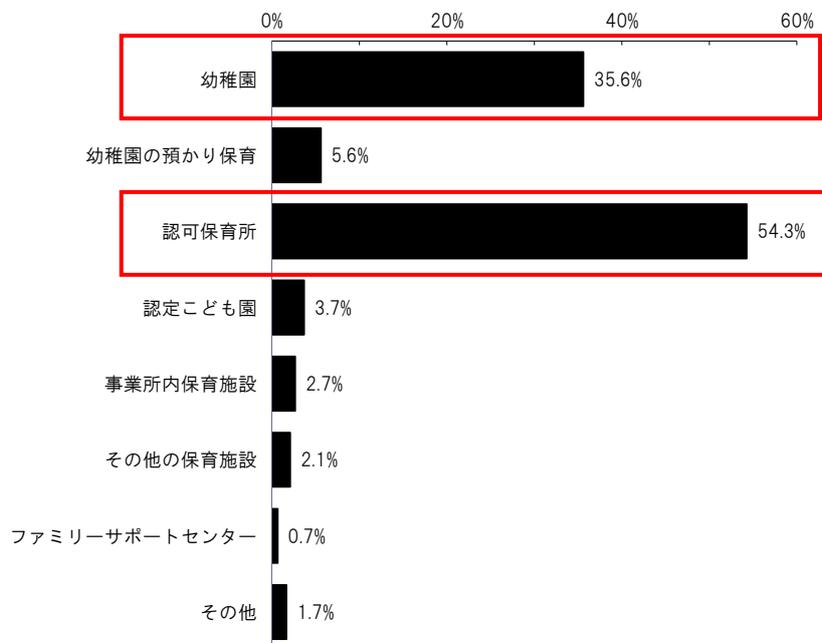
【「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の方】
 ■希望する就労形態について (N=135)



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

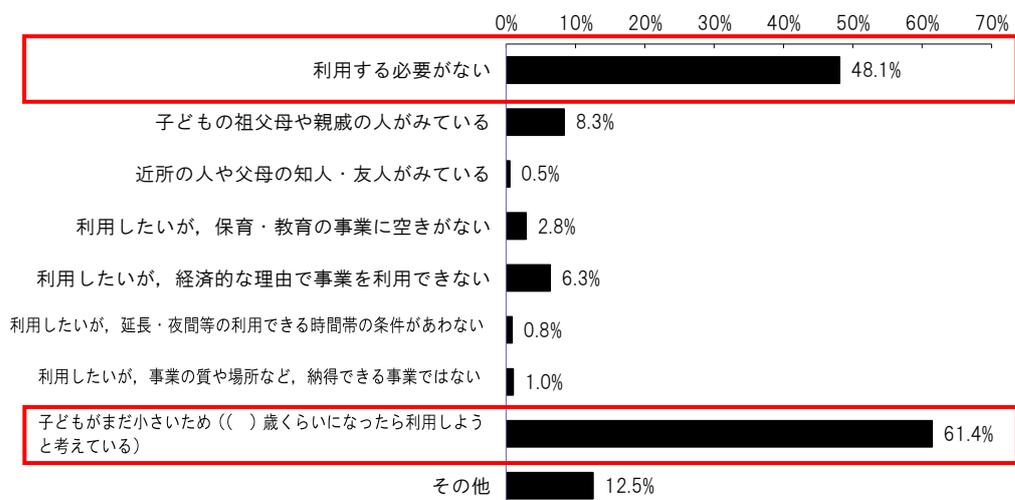
問 平日に利用している教育・保育事業について (N=1,194)

・平日の教育・保育事業の利用については、認可保育所（54.3%）、幼稚園（35.6%）が多い。



問 平日の教育保育事業を利用していない理由について (N=599)

・平日の教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」（61.4%）、「（子どもの教育・発達のためや父母等が就労していないため）利用する必要がない」（48.1%）が多い。



問 今後、「定期的に」利用したいと考える平日の教育・保育事業について (N=1,753)

- ・ 今後利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」、「認可保育所」が多い。
- ・ 利用したい順で見ると、第2希望では、「幼稚園の預かり保育」が多く、第3希望では、「小規模な保育施設」、「認定子ども園」が多い。

No.	項目	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
1	幼稚園	766	255	116	47	36	14	7	4
2	幼稚園の預かり保育	45	397	167	116	61	39	15	6
3	認可保育所	722	315	195	101	33	9	5	3
4	認定こども園	117	185	264	187	50	23	6	7
5	小規模な保育施設	30	154	276	111	156	56	8	3
6	家庭的保育	5	14	24	37	40	71	70	43
7	事業所内保育施設	46	181	53	140	59	75	58	15
8	その他の保育施設	7	13	13	15	11	19	44	54
9	居宅訪問型保育	5	8	9	9	6	20	37	55
10	ファミリーサポートセンター	6	20	165	68	135	34	46	79
11	その他	4	5	2	1	1	0	0	0
	有効回答数	1,753	1,547	1,284	832	588	360	296	269
	無回答	62	268	531	983	1,227	1,455	1,519	1,546
	合計	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815

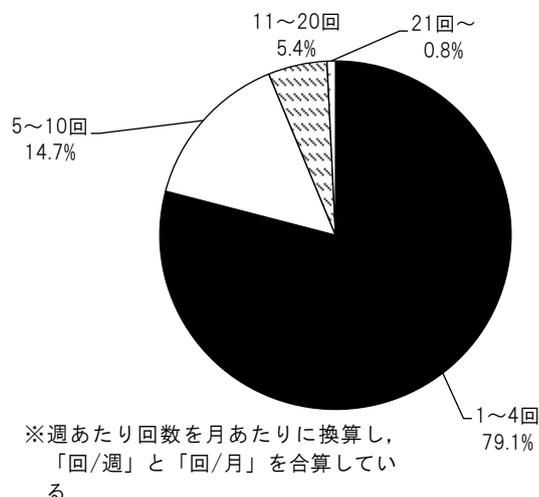
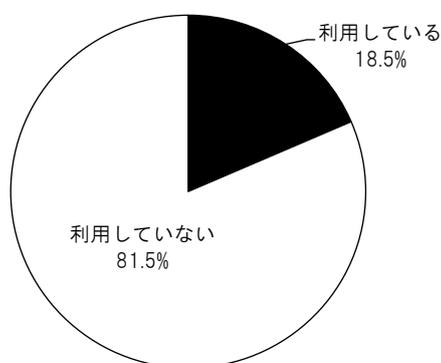
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

問 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり，相談や情報提供を受けたりする場である「つどいの広場」「子育て支援センター」等）の利用について（N=1,747）

- ・地域子育て支援拠点事業の利用については、「利用している」は18.5%である。
- ・「利用している」の方について，利用頻度は，月あたりで「1～4回」（79.1%）が多く，利用頻度は少ない。
- ・育児教室や育児相談等のサービスは利用実績が少ないが，「今後利用したい」が半数程度となっており，今後の利用が見込まれる。

【「利用している」の方】

■ 利用回数（頻度）【月あたり】（N=258）



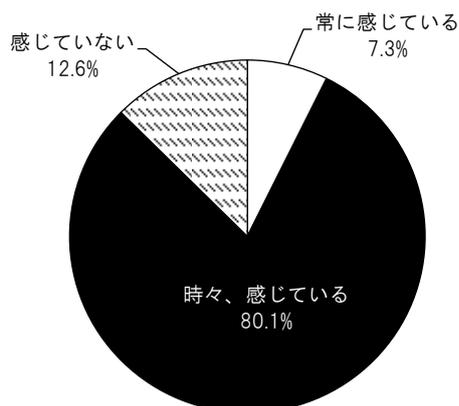
問 下記の事業を知っているものやこれまでの利用について

※「はい」を回答した割合

No.	項目	知っている	利用したことがある	今後利用したい
1	保健センター等で実施している育児教室・育児相談	92.5%	46.3%	55.2%
2	保健センターの情報提供・相談事業	80.4%	27.8%	49.9%
3	地域子育て支援センター（一部の保育所等で実施） （子育てに関する相談，子育て情報の提供）	82.6%	33.1%	45.3%
4	子育てサロン・サークル等の交流事業	62.6%	16.8%	28.8%
5	婦人相談・家庭児童相談・児童療育相談 （離婚，いじめ，DV，子どもの発達など）	68.1%	4.5%	22.5%
6	ショートステイ，トワイライトステイ （児童養護施設等で休日，夜間，子どもを保護する事業）	18.9%	0.5%	10.8%
7	病児・病後児保育事業	46.1%	6.1%	35.4%
8	くれ子育てねっと （子育てに関する情報HP）	79.5%	41.5%	63.3%
9	キッズくれ （子育て情報誌）	78.3%	34.9%	57.9%

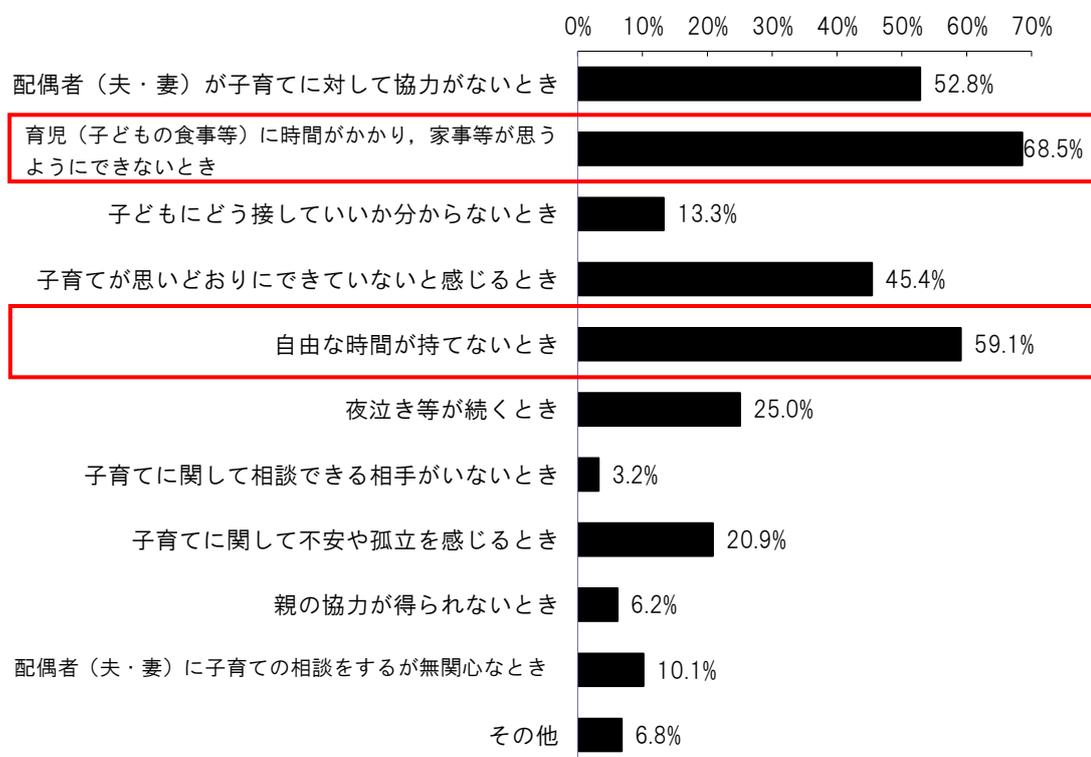
問 子育て中のストレスについて (N=1,810)

- ・子育て中のストレスについては、「常に感じている」「時々、感じている」をあわせた87.4%が何らかのストレスを感じている。
- ・ストレスを「常に感じている」、「時々、感じている」の方について、ストレスを感じる状況については、「育児に時間がかかり、家事等が思うようにできないとき」(68.5%), 「自由な時間が持てないとき」(59.1%)が多い。



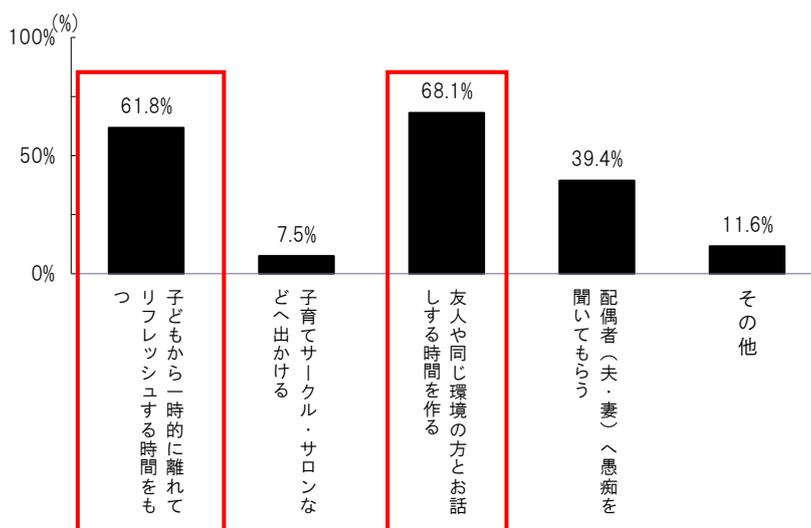
【「常に感じている」、「時々、感じている」の方】

■ ストレスを感じる状況について (N=1,577)



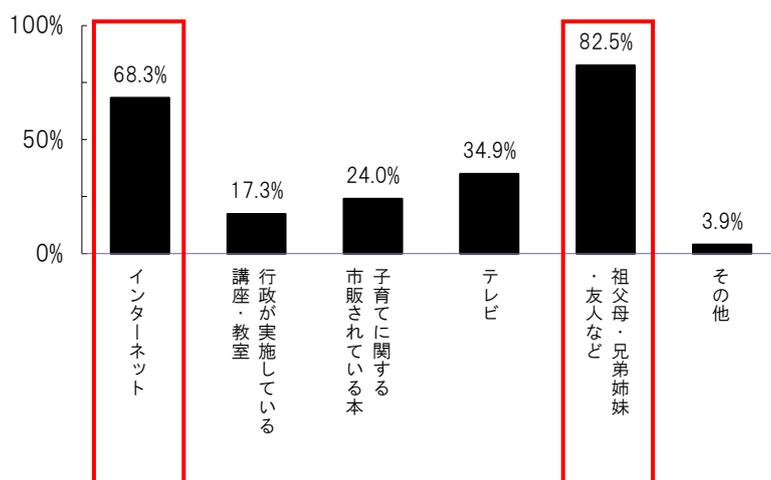
■ストレスの解消法について (N=1,577)

・ストレスの解消法としては、「友人や同じ環境の方とお話をする時間を作る」(68.1%)、「子どもから一時的に離れてリフレッシュする時間をもつ」(61.8%)が多い。しかし、「ファミリーサポートセンター事業」等の利用状況、「サロン・サークル等の交流事業」の利用状況などから、身近な交友関係での解消にとどまっていると考えられる。



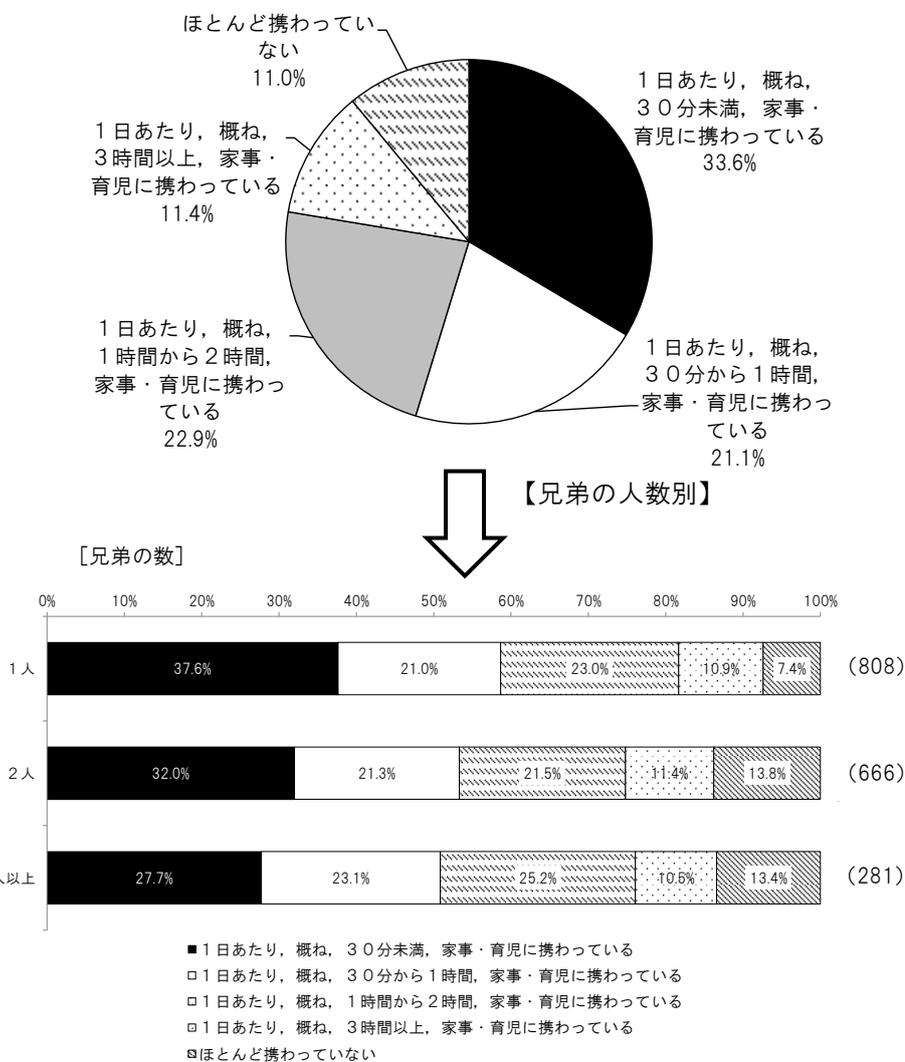
問 子育てに関する情報の入手法について (N=1,790)

・子育て情報の入手については、「祖父母・兄弟姉妹・友人など」(82.5%)や「インターネット」(68.3%)が多い。



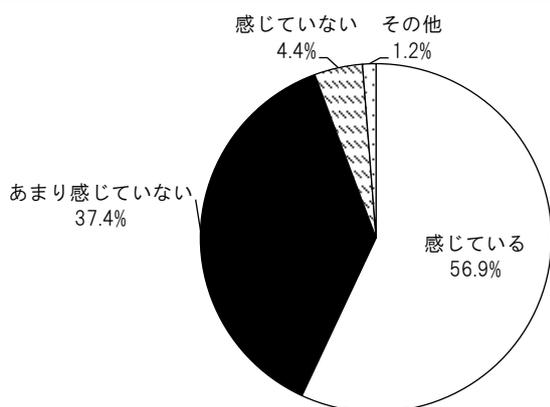
問 父親の平日における家事・育児に関わる時間について（※週平均）（N=1,788）

- ・父親の平日における家事について、「2時間以内」が77.6%となっている。
- ・平日、家事・育児にほとんど関わっていない父親は11.0%であった。
- ・兄弟の人数別でみると、1日の家事・育児が「30分未満」という回答は兄弟の数が減るほど減り、「30分から2時間」という回答は兄弟の数が減るほど増加する傾向にある。しかし、「ほとんど携わらない」とする回答は、兄弟が複数の方が多くなっている。
- ・国のデータでは、多子になるほど育児への参加時間が増える傾向である。本市では参加率（1日あたり30分以上の参加）は多子になるほど高いが、育児に参加しない父親の割合も多子ほど高くなる傾向となっている。

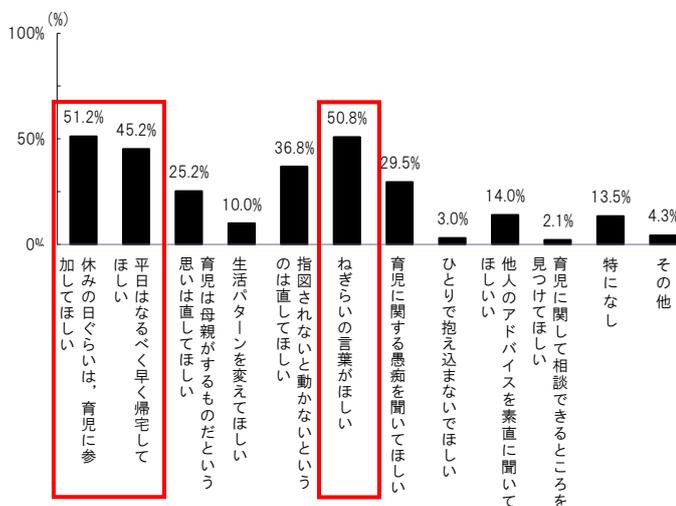


問 子育てに関して、夫婦で分かちあっている実感について (N=1,779)

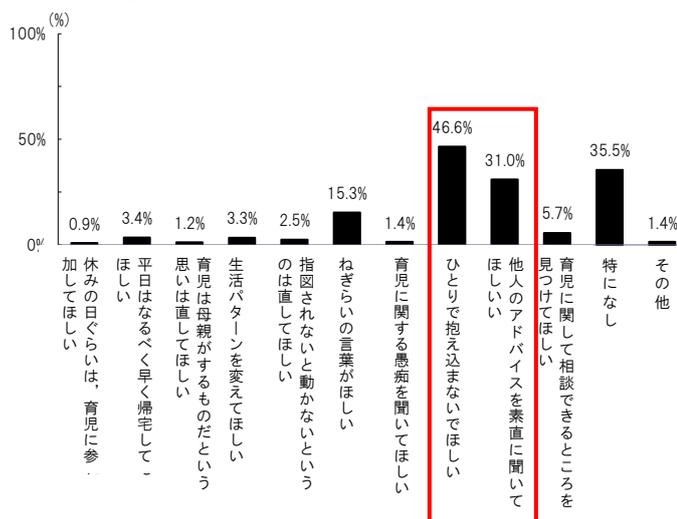
- ・子育てに関して夫婦で分かちあっている実感について、「感じている」が56.9%と多い。
- ・しかし、母親から父親への期待では、「休みの日ぐらいは、育児に参加してほしい」(51.2%)や「平日はなるべく早く帰宅してほしい」(45.2%)など、実際には父親の育児への関わりが不十分であると感じていると思われる。
- ・父親から母親への期待では、「ひとりで抱え込まないでほしい」(46.6%)、「他人のアドバイスを素直に聞いてほしい」(31.0%)など精神的な面に係わる回答が多い。



■子育てに関して母親から父親への期待について (N=1,753)

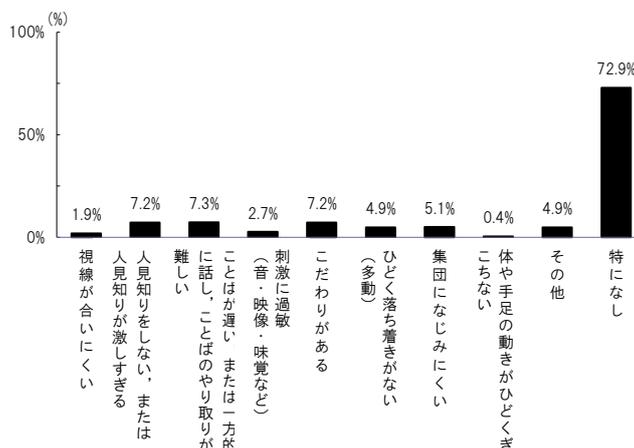


■子育てに関して父親から母親への期待について



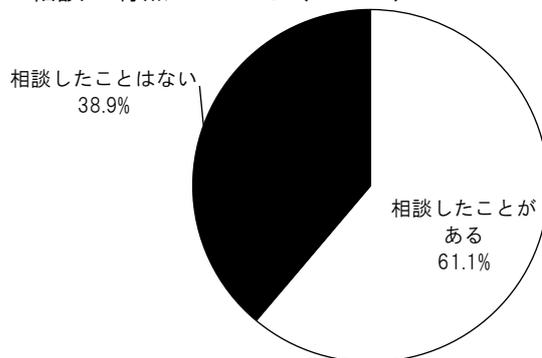
問 子どもが成長する中で、次のような状態を心配したり、他の人に指摘されたことについて (N=1,715)

・子どもの成長過程での心配ごとなどがあるとの回答は少ないが、その中で61.1%が「相談したことがある」と回答している。



【「特になし」以外の方】

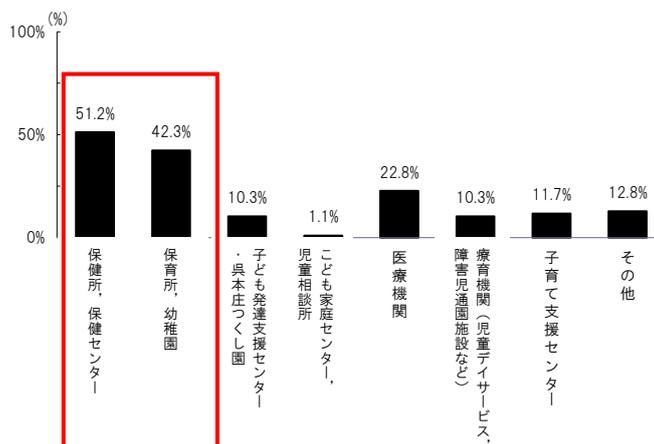
■相談の有無について (N=463)



【「①相談したことがある」の方】

■相談したことがある場合、相談先について (N=281)

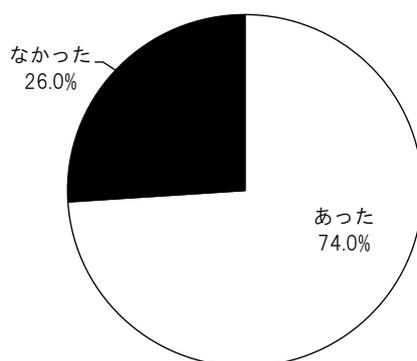
・相談先としては、「保健所、保健センター」(51.2%)、「保育所、幼稚園」(42.3%)が多く、気軽に相談する相手先として多い「祖父母等の親族」や「友人や知人」などよりも専門的な相談先として利用されている。



(5) 病気の際の対応について【平日の教育・保育事業を利用する方】

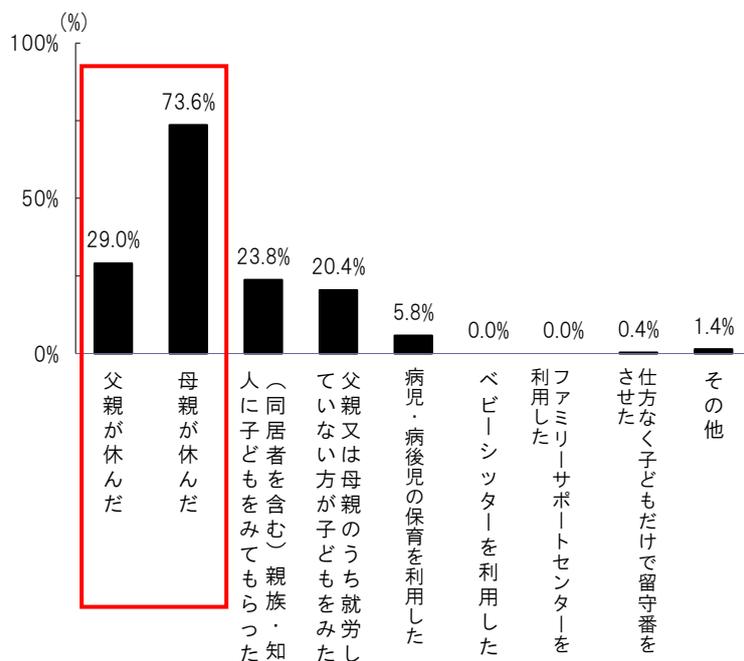
問 この1年間に、病気やケガで通常の事業（幼稚園、保育所など）が利用できなかったことについて（N=1,160）

- ・病気やけがで利用できなかったことについて、「あった」が74.0%であった。
- ・その対処法としては、「母親が休んだ」が73.6%が多い。
- ・「父親が休んだ」または「母親が休んだ」方への病児・病後児のための保育施設等の利用では、「利用したい」は約24%であった。



【「あった」の方】

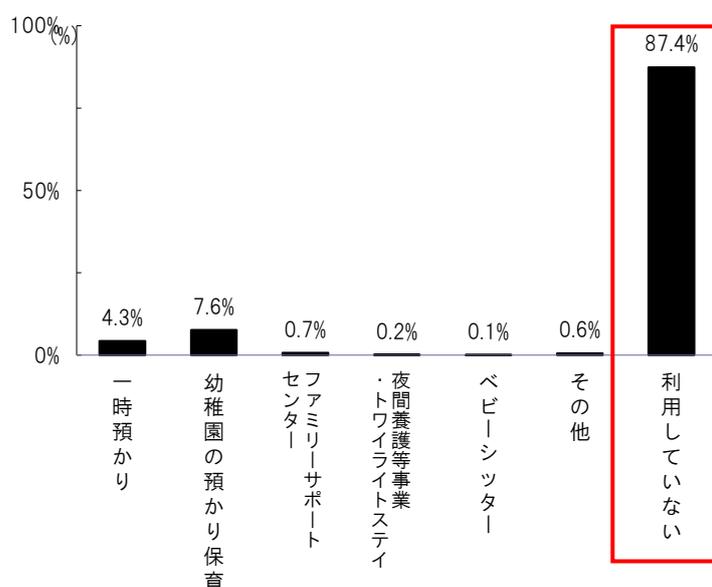
問 この1年間の対処方法について（N=799）



(6) 不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

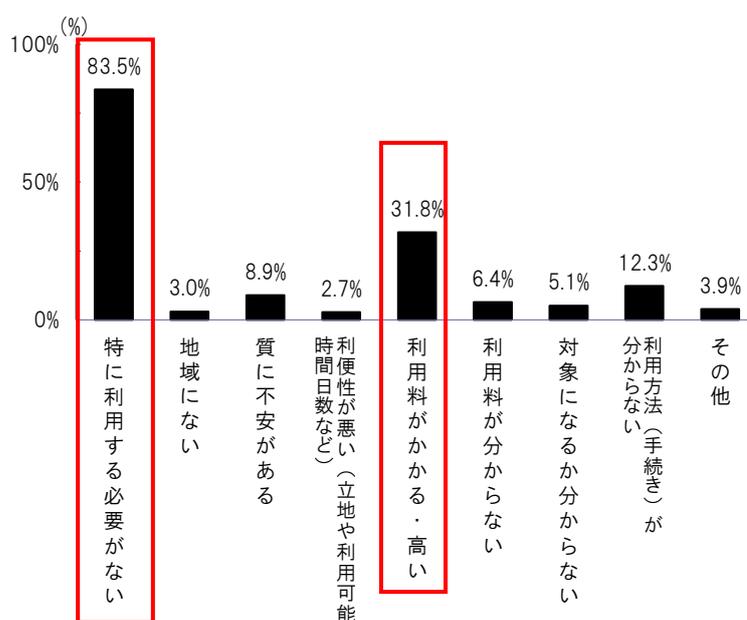
問 日中の定期的な保育や病気以外に、私用（冠婚葬祭，リフレッシュ等），親の通院，不定期な就労目的で，不定期に利用している事業について（N=1,720）

- ・不定期な教育・保育事業の利用については、「利用していない」が87.4%で多く、「幼稚園の預かり保育」（7.6%）、「一時預かり」（4.3%）など利用が少ない。
- ・「利用していない」理由としては、「特に利用する必要がない」（83.5%）、「利用料がかかる・高い」（31.8%）が多い。



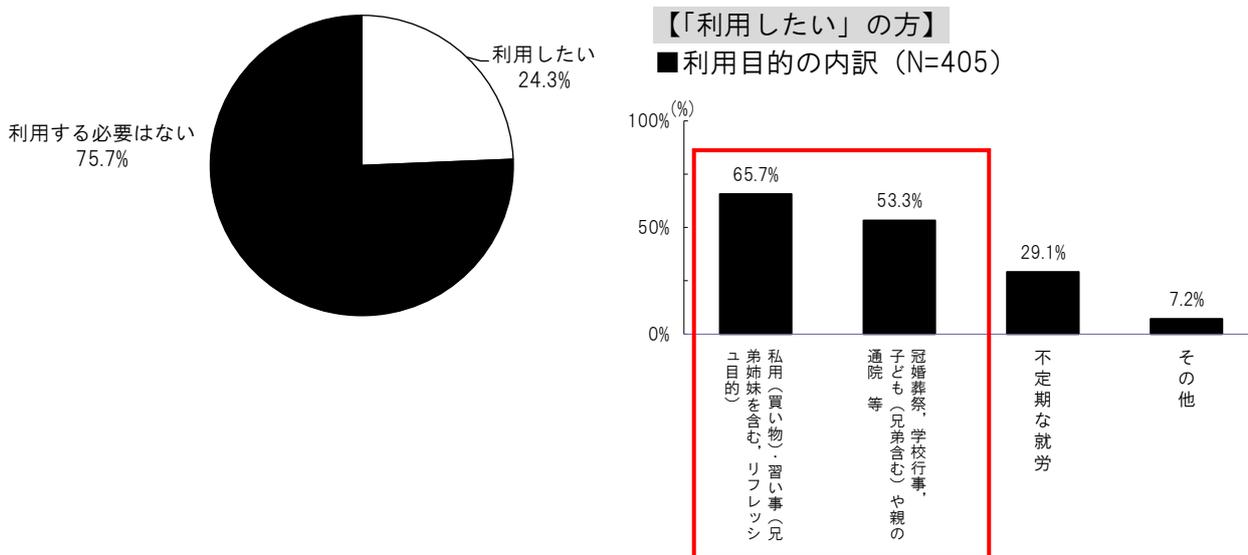
【「利用していない」の方】

問 現在，利用していない理由について（N=1,500）



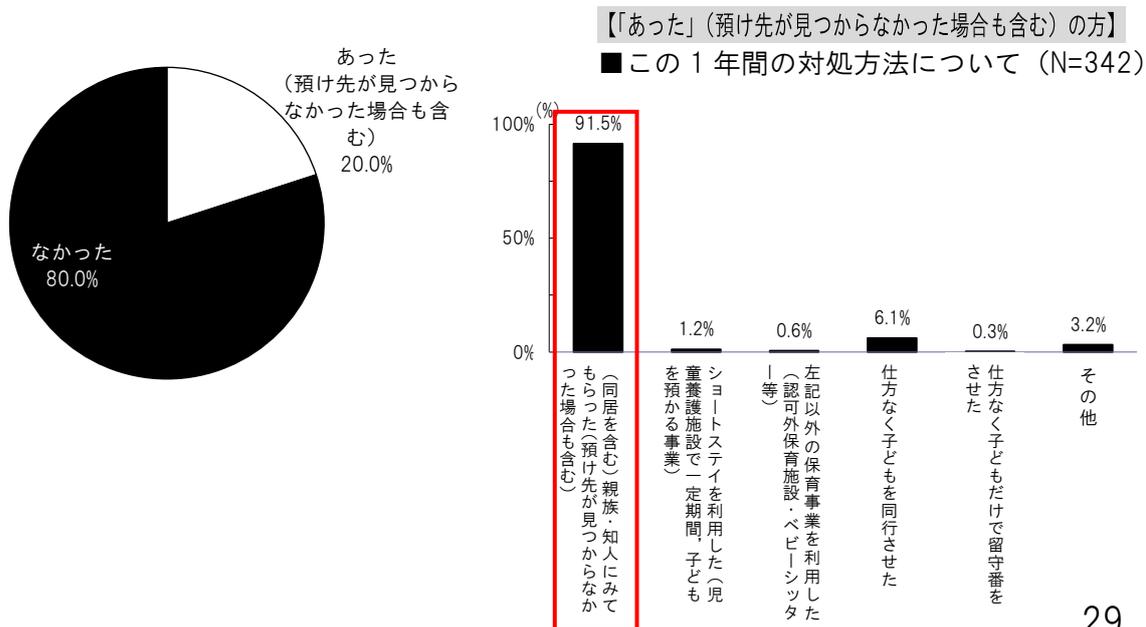
問 不定期な教育・保育事業の利用希望について (N=1,664)

- ・不定期な教育・保育事業について、「利用したい」は24.3%であった。
- ・利用目的の内訳では、「私用（買物）・習い事」（65.7%）、「冠婚葬祭，学校行事，子どもや親の通院等」（53.3%）が多い。



問 この1年間に，保護者の用事（冠婚葬祭，保護者・家族の病気等）で，子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことについて (N=1,733)

- ・保護者の用事で，子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならない状況が，「あった（預け先が見つからなかった場合も含む）」が20.0%であった。
- ・その内訳では，「（同居を含む）親族・知人に看てもらった」が91.5%が多い。

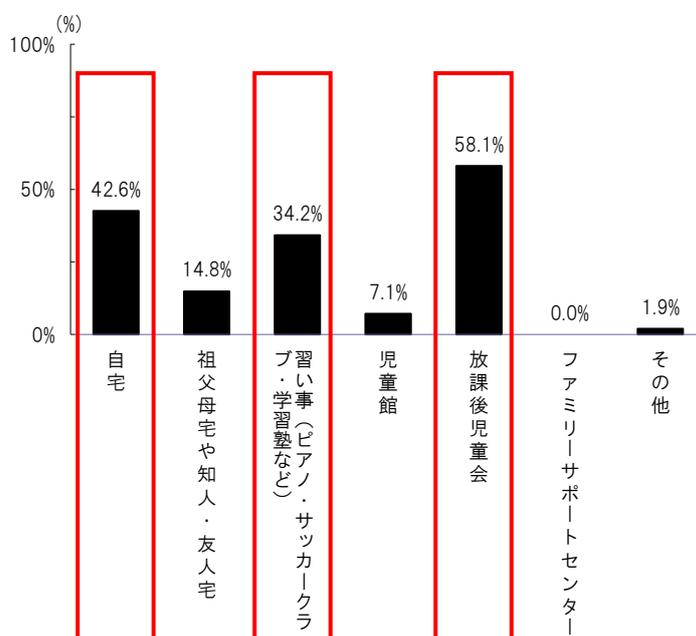


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

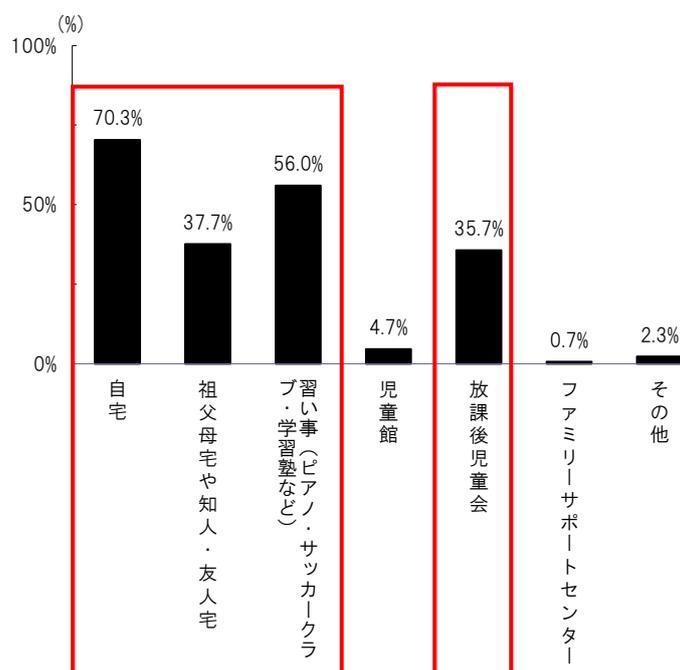
問 放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について

- ・放課後の過ごし方については、全学年を通じて「自宅」、「習い事（ピアノ、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童会」が多い。
- ・高学年と低学年を比較すると、高学年では「自宅」、「習い事」に次いで「祖父母宅や知人、友人宅」が増加し、「放課後児童会」の希望は減少している。

ア. 小学校低学年（1～3年生）(N=310)



イ. 小学校高学年（4～6年生）(N=300)



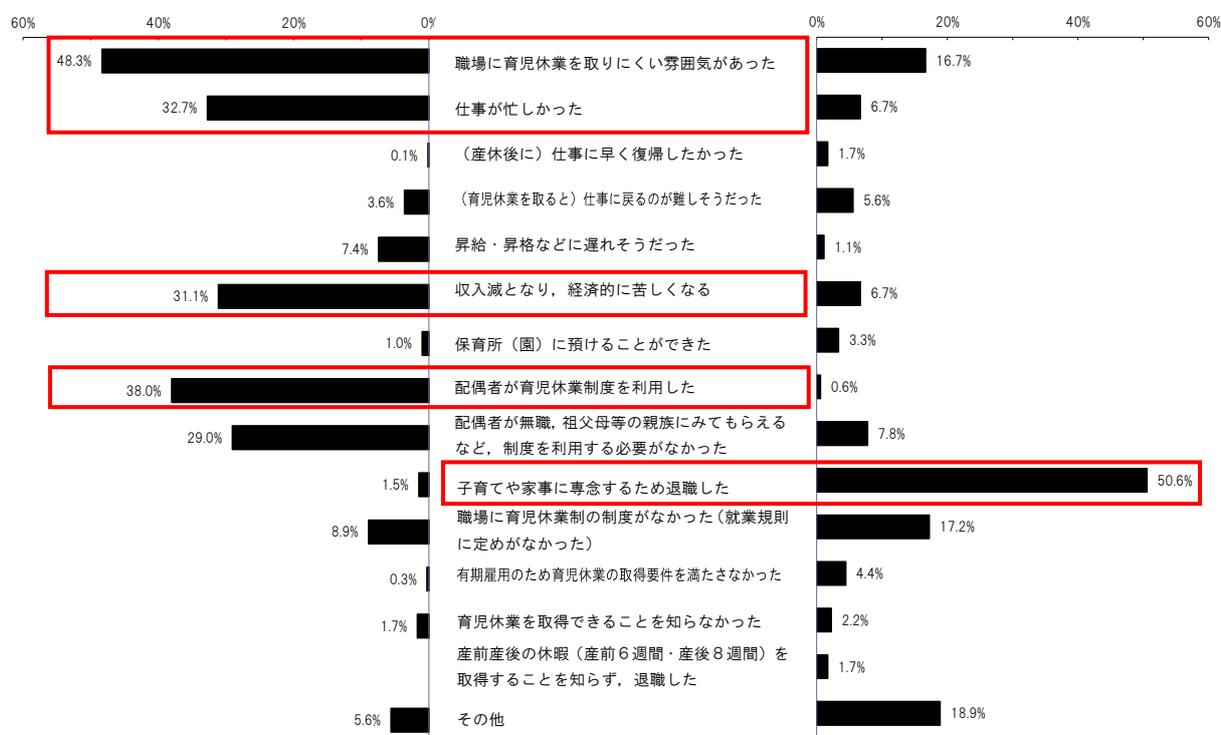
(8) 育児休業制度の利用について

問 取得しなかった理由

- ・ 母親が育児休業制度を利用しなかった理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が50.6%で最も多い理由となっている。
- ・ 父親が育児休業制度を利用しなかった理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(48.3%)が最も多く、「配偶者が育児休業制度を利用した」(38.0%), 「仕事が忙しかった」(32.7%)が多くなっている。

(父親) (N=1,412)

(母親) (N=180)



5 呉市次世代育成支援行動計画-後期計画-の取組評価と進捗状況

(1) 取組の評価

呉市次世代育成支援行動計画（後期）の施策体系に沿って、次のとおり取組の評価を行いました。

①基本目標1：地域で子どもと子育てを支える環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育ての支援に努めました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひろひろ・ば」、「くれくれ・ば」のほか、市内6か所の保育所（園）において、地域子育て支援センターを開設し、乳幼児を持つ親子が集える場所を提供するとともに育児不安等についての相談業務や子育てサークルへの支援等を実施しています。 ・ファミリー・サポート・センター事業では、妊産婦が妊娠中や産後を安心して過ごせるよう家事や育児を支援する妊産婦支援を平成21年10月から実施しています。 また、保護者が安心して子育てができるよう提供会員の自宅でサポートする「預かり型」に加え、平成25年10月から「訪問型」の事業を新たに開始しました。 ・平成20年度からは、こんにちは赤ちゃん事業を民生委員児童委員協議会と連携して実施することで地域福祉の向上を図っています。 ・地域における子育て家庭の孤立化を防止するため、平成25年度から「呉市子育てほっとあんしん事業」を開始し、子育て支援アドバイザーを2名配置し、主任児童委員の活動をサポートしています。地域で声かけや見守りを行ってもらう地域子育てサポーターを養成しながら、企業との連携等を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点施設での事業は、乳幼児を持つ親子の交流の場、子育てに関する相談など、今後様々な役割が求められるため、事業内容の充実が求められています。 ・ファミリー・サポート・センター事業については、事業内容の拡充により、利用件数が大幅に増加しています(H22:1,763件→H25:2,194件)。 今後は、提供会員を増やすため、ファミリーサポーター養成講座の開催回数を増やす必要があります。 ・こんにちは赤ちゃん事業、呉市子育てほっとあんしん事業など地域福祉、地域保健の観点で事業を進めた結果、地域においてより親子を温かく見守り、支援する気運が高まっています。 ・子どもの成長にはたくさんの人が関わったほうが良いと言われていますが、平成25年12月に0歳から5歳までの子どもを持つ世帯を対象に行ったニーズ調査によると、市内に子育てを支援してくれる方がいないと回答した世帯が全体の19%あります。 子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域においていろんな人が子どもと子育てに関わっていけるよう、子育て支援の充実を図っていくことが課題です。

施策	主な取組の状況	評価・課題
2 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実を図るため、サービス提供の基盤整備については、認可保育所や認可幼稚園を基本に弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めています。 ・延長保育事業は、平成 25 年度末現在 33 か所で実施し、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の増加等に対応しています。 ・幼稚園の預かり保育事業は、平成 25 年度現在すべての幼稚園で実施し、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の増加等に対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超えての入所が恒常化している保育所が多い地域では、特に低年齢児の途中入所の対応が困難な状況となっており、待機児童を発生させないための量の確保（受入体制の整備）が必要となっています。 ・多様な保育ニーズに対応していくため、子ども・子育て支援新制度において実施する各種事業を活用し、保育の質の向上とともに、保育サービスの更なる充実に努めていく必要があります。 ・量の確保と質の高い教育・保育を行うためには、その担い手となる保育士、幼稚園教諭等の人材確保のための方策も併せて検討していく必要があります。 ・多様化する就業形態や女性の更なる社会進出により、延長保育や幼稚園における預かり保育の需要は依然として高いことから、実施園数を増やしていく取組が必要となっています。
3 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年からは子育てサークル・子育て支援団体の人材育成を図るため、出前講座やワークショップ等の事業を開始しました。 ・平成 22 年度には、子育てに関するポータルサイトであるくれ子育てねっとの再構築を図り、携帯電話からでも呉市の子育てに関する情報が入手できるようにしたり、保育所や病院などの子育てに係る施設を地図上で確認できるようにするなど、機能強化に努めてきました。 ・くれ子育てねっとの中には、子育て中のお母さん方（子育てサークル「バステル」）と協力し、子育てに役立つ情報発信を行うサイトを設けており、子どもと一緒にいけるお店情報や子育てサロン等の記事を定期的に掲載しています。 <p>アクセス件数 H22:356,181 件→H25:533,255 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの活動は、地域で子育てをする家庭の孤立化を防ぎ、育児に対する不安解消に役立っています。今後もその活動を支援しながら、登録団体数を増やすとともに団体間のネットワークづくりに努める必要があります。 ・くれ子育てねっとは、子育て中のお母さん方にとって便利な情報サイトとして定着しつつあります。今後は、各種情報の更新頻度を高めるとともに、子育て中のお母さん方にとってタイムリーな情報が提供できるように子育てサークル等との連携強化に努める必要があります。

施策	主な取組の状況	評価・課題
<p>4 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、放課後や休日、夏休み等の長期休業中に、地域の中で安全に遊び、学べる居場所として、放課後子ども教室等の多様な居場所づくりの推進に努めています。 ・放課後児童会は、全市的な取組として小学校単位で実施しており、低学年の児童に対して遊びと生活の場を提供しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室では、子どもと地域の方々との交流が生まれていますが、設置数が伸び悩んでおり、今後の在り方について検討する必要があります。 ・放課後児童会への入会は、これまで原則として小学校低学年の児童に限られていましたが、平成 27 年度からは高学年の児童を受け入れることが可能になったため、施設や指導員の確保等について検討する必要があります。

②基本目標2：すこやかに生み育てる環境づくり

親子の健康が確保されるように、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進しました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。 ・妊婦教室、育児教室の充実や専門家による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実に取組、地域で母子が安心して生活できるように、関係機関が得た情報を共有し、切れ目のない支援に結び付くような取組が必要です。 ・育児中の家庭が孤立しないよう地域で見守り、育児不安を感じている親に対し積極的なアプローチにより支援することが重要です。
2 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次健康くれ21(健康増進計画・食育推進計画)」に基づき、子どもの頃から規則正しい生活リズムを確立させ、健康的な食習慣を身につけるため、市内の児童生徒とその保護者に対して、食育教室や給食関係者や地域の団体と連携した啓発活動を行っています。 ・平成25年度からは生活習慣病予防のために減塩に着目した食育を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食の重要性については、理解が広まってきていますが、生活リズムの向上や生活習慣改善のため、「早寝・早起き・朝ご飯」が定着するよう継続して啓発していくことが必要です。 ・生活習慣病の予防は、子どもの頃から身につけていく必要があるため、子育て世代を対象とした減塩教室の実施や、食に関わる機関との連携を更に強化していく必要があります。 ・学校給食における地場産物の導入については、実施に必要な食材の安定的な供給確保が課題となっています。
3 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、薬物等の有害性などについての基礎知識の普及を図っています。 ・児童生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さを感じたり、父性・母性を養えるよう、思春期触れ合い体験学習を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、前向きに考えていけるよう、今後も学校、保健所及び地域が連携し、社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

施策	主な取組の状況	評価・課題
4 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小児夜間救急センター，休日急患センター，小児夜間救急調剤センター等を中心に，医療機関，消防署等の関係機関との連携により，救急体制の充実に努めています。 ・平成 25 年からは呉市子育て支援グループとの協力により，小児夜間救急電話相談（#8000）啓発活動を推進しています。 ・県や医療機関と連携し，周産期医療体制の確保を行うとともに，乳幼児等医療費の自己負担分を助成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日等における小児科の初期救急医療については，在宅当番医の負担軽減の観点から小児救急センターに集約しており，その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。 ・呉市子育てサークルとの協力による取組については，更なる連携強化により，市民協働の推進，広報の充実に努める必要があります。

③基本目標3：子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育・遊び・暮らしの中で伸ばすことができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業の展開を図りました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、保健所と民生委員児童委員協議会が連携して中学生を対象に「思春期触れ合い体験学習」を実施しています。 また、呉市すこやか子育て協会では、高校生を対象に「赤ちゃん触れ合い講座」を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む現代では、身近に赤ちゃんがいない環境で成長することが当たり前になっており、そのことが、自分が成人した後に、出産・子育てに対する不安や負担感の要因にもなっていることから、若い世代が子育てに関心を持ち、男女がともに育んでいく土壌を培うことが必要です。
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、健やかな心身を育む活動を推進しています。 ・学校評議員制度の活用により、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営への反映を図っています。 ・30か所（平成25年度末現在）の幼稚園で預かり保育を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度については、校長・園長から地域の情報や地域住民の要望を聞き、学校運営に生かすことができたという高い評価を得ています。
3 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう、子育て期の親を対象とした参加型学習を実施し、家庭教育に関する情報提供や相談を行っています。 ・スポーツ少年団の育成など、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域スポーツ環境の整備を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に対する関心の低い、あるいは地域から孤立しがちな親等、支援が届きにくい者に対するアプローチについて改善していく必要があります。 ・各種スポーツ活動及び大会を通じて青少年の健全育成や地域づくりに貢献していますが、スポーツ少年団については、少子化等による団員の減少が顕著化しています。
4 青少年の健全育成及び非行等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を始め、呉市青少年指導センター、警察、民生委員児童委員、青少年補導員、地域のボランティアなどと連携しながら生徒指導上の諸問題等に対応しています。 ・有害図書取扱店舗へ立入調査を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や警察等との連携による見守り体制が強化され不審者発生件数が減少しました（H24:35件→H25:21件）。今後は相談活動事業や青少年補導員連絡会議等を通して、地域住民に周知していく必要があります。 ・有害図書取扱店舗に対し、青少年への適切な販売を要請し、過去の調査で指導を受けた店舗を中心に引き続き立入調査を行い広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）の周知を図っていくことが求められています。

④基本目標4：子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進しました。

また、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援しました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通安全意識を高めるため、交通安全教育、交通安全推進委員による街頭指導等を推進しています。 ・子どもが地域において犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について、関係機関・団体と連携した取組（自主防犯グループの育成等）を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールとマナーについて指導するとともに交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に大きな役割を果たしています。 ・地域コミュニティや地域ぐるみによる防犯活動の取組により、犯罪防止に大きな役割を果たしています。
2 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入割合は年々増加しており、平成 25 年度末で約 44 パーセントとなっています。 ・子育て環境整備事業として平成 22 年度に市民センター、公民館、観光施設等の公共施設にベビーベッド等を配置し、子育て中の保護者が利用しやすい環境整備を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入拡大により、利用者の利便性向上が図られていますが、国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針で掲げる目標値を大きく下回っていることから、更なるバリアフリー化の推進を図る必要があります。
3 安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明の設置や維持管理等、防犯施設の整備に努めています。 ・街区公園数は年々増加しており、平成 25 年度末で 308 か所となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明については、引き続き着実な補修及び新設が必要です。

⑤基本目標5：子育てと仕事の両立を支える環境づくり

子育てと仕事の両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら子育てと仕事を
する子育て家庭の支援に努めてきました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、情報提供やセミナー、研修会の開催などの啓発活動を行っています。 ・保健所、呉市すこやか子育て協会等が実施する「サンデーマタニティスクール」「パパシエ・ソフリエ講座」等の事業と連携しながら、これから親となる若い世代が子育てについて身近に感じる事業を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の意義が浸透するよう、更なる広報・啓発が必要です。 ・核家族化や地域の間関係の希薄化の中、母親の子育てに関するストレス度が高い反面、父親の育児時間が少ない実態を踏まえ、父親が育児に関わる時間を増やそうとする動機付けが必要です。
2 子育てと仕事の両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センターなどの各種サービスの充実と利用促進に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、放課後児童会等について利用者の就労形態にマッチするよう柔軟な運営を行うことが求められています。
3 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「くれ男女共同参画推進条例（平成13年条例第26号）」及び「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、呉市男女共同参画週間事業の実施やくれ男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画に関する様々なテーマを学ぶ場を提供しています。 ・自主的かつ主体的に男女共同参画を推進することを目的とした講演会や研修会などの事業を企画し、実施する団体を支援するため、開催に係る経費助成を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・父親が、家事や育児等に関わる時間は少なく、育児休業等の取得率も依然として極めて低い水準で推移しています。 男女がともに、家庭生活や地域活動等に参画できるようにするためには社会全体に対する意識啓発と、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め、働き方を見直していくことが必要です。

⑥基本目標6：支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

社会問題化している児童虐待の防止対策を始め、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、支援が必要な子どもとその保護者を支えていくため、保健、福祉、医療などの関係機関の連携を強化し、取組を推進してきました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応件数は、平成 22 年度は 138 件でしたが平成 25 年度は 320 件と大幅に増加しており、要保護児童等を早期に発見し、適切な対応を図るためのネットワークの強化に努めています。 ・平成 24 年度には、「子ども虐待対応ガイドライン」を策定し、平成 25 年度には呉市要保護児童対策地域協議会実務者会議・呉市要保護児童対策地域協議会代表者会議を立ち上げ、関係機関との連携強化に努めています。 ・平成 25 年度からは、「ほっとあんしん推進事業」として、「相談体制・予防サービスの強化」、「地域の子育て支援ネットワークづくり」、「企業との連携」、「未来のパパ・ママ育成」の 4 本柱で体系的に虐待対応と予防のための総合施策を展開しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制を含めて、虐待対応への基盤づくりは整いましたが、依然として要保護児童の増加に歯止めを掛けるまでには至っていません。 ・少子化や核家族化あるいは地域のつながりの希薄化などにより、育児に対する不安や負担、孤立感が高まっていることを背景に虐待リスクは複雑化してきています。 ・虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っ起こると考えられているため、どこにでも起こり得るという認識にたち子育て支援サービスの充実を図る必要があります。 ・あらゆるリスク要因に対してどのようにアプローチしていくかが重要であるため、個々のケースに合わせた支援を行う必要があります。 ・児童虐待防止のためには早期発見と適切な対応を行うことが重要であるため、保健・医療・福祉等の関係者が緊密な連携を保ちながら、情報の共有等を更に図る必要があります。
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する相談事業や就労支援を行っています。 ・平成 26 年度には自立支援プログラム策定事業を始めています。 ・ひとり親家庭を対象としたメールマガジンの配信を開始しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が抱える、様々な課題の把握・分析をし、適切な支援メニューの組み合わせを提供することができる体制づくりが必要です。 ・ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援策の充実が必要です。

施策	主な取組の状況	評価・課題
3 障害児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施策は、施設入所等については児童福祉法(昭和22年法律第164号)、在宅サービスについては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき実施されてきましたが、平成24年4月1日から児童福祉法に根拠規定が一本化され支援体系も再編されました。 ・発達障害児に関する相談件数は、平成23年度の312件から平成25年度は384件と年々増加していることを踏まえ「呉市障害福祉計画」に基づき、福祉サービスの見込量の確保に努めています。 ・すべての保育所で障害児の受入が可能となっており、平成25年度末で障害児の受入を行っている保育所は24か所となっています。 ・特別支援教育支援員を特別支援学級及び通常の学級に派遣しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児に関する相談件数が、年々増加していることや保護者の発達障害に対する理解不足により、顕著化されていない事案が多いため、発達障害児に対するきめ細かい相談体制の構築が必要と思われます。今後は、保健所、幼稚園・保育所、療育機関等と連携を図りながら、必要な療育を実施する体制づくりが急務です。 ・障害児保育の需要の増加や重度の障害児への対応など専門性の高い保育サービスの提供及び障害の状況に応じたきめ細かな対応の必要から、保育士の専門性の向上に資する研修など、受入体制の充実に資する事業の実施が求められています。 ・特別支援教育支援員を増員し、学校・学級でのきめ細やかな支援を実施しています。今後も各学校の実態を考慮しながら、計画的に配置していく必要があります。

(2) 呉市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況と評価

事業名（指標）	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末目標値	達成率
1 ファミリー・サポート・センターの設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	100.0%
2 ファミリー・サポート・センターの利用件数	年間延べ1,763件	年間延べ1,945件	年間延べ1,453件	年間延べ2,152件	年間延べ2,400件	89.7%
3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問実施率	94.7%	93.3%	94.9%	97.0%	100.0%	97.0%
4 子育てヘルパー派遣事業の利用世帯数	年間延べ51世帯	年間延べ80世帯	年間延べ95世帯	年間延べ72世帯	年間延べ160世帯	45.0%
5 地域子育て支援拠点事業の開催か所数	10か所	8か所	8か所	8か所	11か所	72.7%
6 子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）の実施事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	100.0%
7 子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）の実施事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	100.0%
8 病児・病後児保育事業の実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	66.7%
9 一時預かり事業の実施保育所（園）数	12か所	13か所	13か所	13か所	14か所	92.9%
10 保育所（園）の入所定員	4,335人	4,245人	4,115人	4,060人	4,095人	99.1%
11 特定保育事業の実施保育所（園）数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	100.0%
12 放課後児童会の設置か所数（学校区数）	36か所	36か所	36か所	36か所	必要とされる学校区	達成
13 延長保育事業の実施保育所（園）数	29か所	30か所	32か所	33か所	33か所	100.0%
14 休日保育事業の実施保育所（園）数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	0.0%
15 預かり保育事業の実施幼稚園数	31か所	31か所	30か所	30か所	全園	100.0%

事業名(指標)	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末目標値	達成率
16 育児サークル・子育て支援団体活動支援事業登録団体数	44 団体	39 団体	45 団体	45 団体	60 団体	75.0%
17 子育て支援交流事業の実施幼稚園数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	13 か所	84.6%
18 児童館の設置か所数	4 か所	100.0%				
19 放課後子ども教室の設置か所数(学校区数)	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	4 か所	50.0%
20 母子健康手帳交付時の保健指導割合	91.1%	98.4%	95.3%	96.4%	95.0%	達成
21 乳児健康診査受診率(1,3,6か月児健診)	93.1%	92.9%	94.6%	94.5%	95.0%	99.5%
22 肥満傾向にある小学生の割合	4.97%	4.29%	5.19%	4.90%	減少させる	達成
23 肥満傾向にある中学生の割合	2.06%	4.56%	4.20%	3.95%	減少させる	達成
24 幼稚園の入園定員	4,380 人	4,380 人	4,342 人	4,342 人	4,380 人	99.1%
25 家庭教育相談事業の開催回数	10 回	10 回	10 回	10 回	15 回	66.7%
26 ノンステップバスの導入割合	14.7%	27.6%	35.3%	43.6%	50.0%	87.2%
27 呉こども110番の家の設置か所数	2,714 か所	2,657 か所	2,689 か所	2,580 か所	2,800 か所	92.1%
28 呉市障害児保育促進事業の実施保育所(園)数	23 か所	22 か所	20 か所	24 か所	障害児の実態に応じた受入施設を確保	達成

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

呉市次世代育成支援行動計画では、今後の少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年度から26年度までの10年間、集中的、計画的な取組を推進してきました。

本計画では、今後の計画期間である5か年を、次世代育成支援行動計画の基本理念を踏まえ継続した支援を推進するとともに、子ども・子育て支援法及び少子化社会対策基本法の理念を参考にして、次のように基本理念を設定しました。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

2 基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ◇子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。
- ◇次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。
- ◇子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育保育施設や一時預かり、放課後児童会等の支援事業の中から、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう利用者支援を行います。

基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- ◇親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。
- ◇医療機関等との連携により、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ◇子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしの中で伸ばさせることが

できるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

- ◇事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ◇子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

基本目標5 子育てと仕事の両立支援

- ◇育児休業などの各種法制度の普及・定着や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。
- ◇子育てや地域活動、趣味の活動等「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成します。
- ◇若者が住み慣れた地域の中で将来設計を立てられるよう、企業・国・自治体が連携して、安定した雇用促進に向けた取組を推進します。

基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- ◇社会問題化している児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

3 施策の体系

次世代育成支援行動計画の評価や課題，国の方針を勘案し，子ども・子育て支援に関する施策を，以下の施策体系に基づき進めていきます。

基本理念	基本目標	重点施策
すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちづくり	1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援	①地域における子育て支援の充実 ②教育・保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
	2 親と子の心と体の健康づくり	①子どもや母親の健康の確保 ②「食育」の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成及び非行等への対応
	4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	①子どもの安全の確保 ②安心して外出できる環境の整備 ③安全・安心なまちづくりの推進
	5 子育てと仕事の両立支援	①切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児） ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し ③子育てと仕事の両立の推進 ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
	6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実 ②子どもの貧困対策（ひとり親家庭等） ③障害児施策の充実

第4章 子ども・子育て支援の新たな取組

1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新しい制度は、平成27年4月から本格的に運用を開始します。

(1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

① 子ども・子育て支援法

- ◇ 「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画の策定

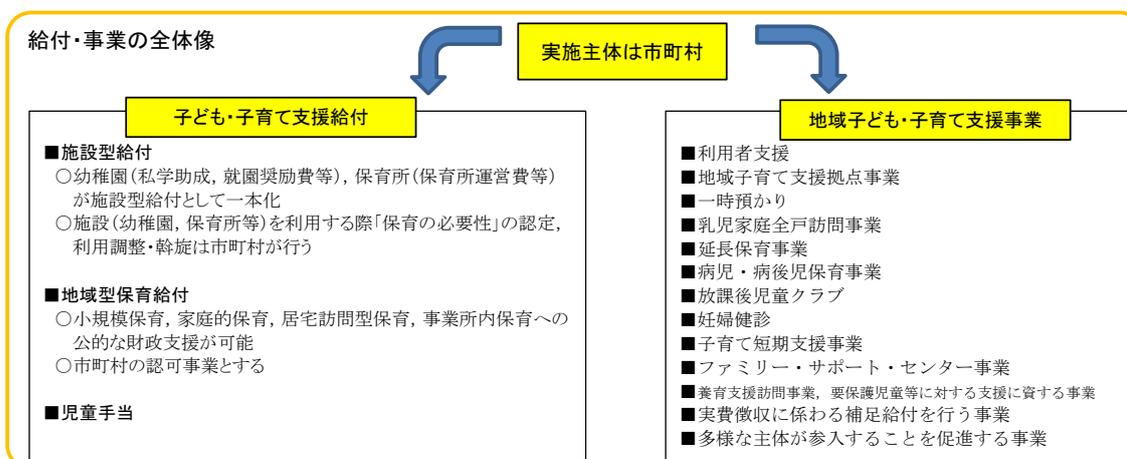
② 認定こども園法の一部改正

- ◇ 幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設と位置付け（設置者主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人）認可、指導監督を一本化

③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正に伴う関係整備法

- ◇ 放課後児童会の対象学年の拡充等

(2) 子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像



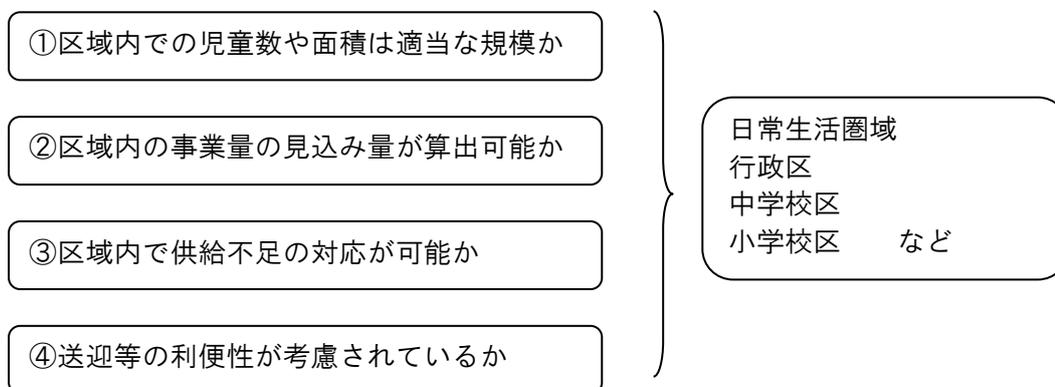
2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

(2) 提供区域の設定に当たっての留意事項

- ◇教育・保育提供区域は、教育・保育事業の需給調整の基本単位として運用するものであり、区域内で各認定区分に対応した教育・保育事業を確保することが求められています。
- ◇教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域においては、その確保方策を計画に盛り込むとともに、新規参入の希望があった場合には、原則として認可しなければならないとされています。
- ◇地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、「需給調整の判断基準」という要素がある「教育・保育の提供区域」と異なり、事業の性質や実施状況を踏まえ、「量の見込み」の算出の中で、個別に区分を検討する必要があります。



(3) 提供区域の設定範囲の広狭に関するメリットとデメリット

設定区分	メリット	デメリット
分割する区域が多い	<p>【利便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一番、きめ細かい計画となる。 ○区域面積が狭いことから、居宅から施設等への移動が容易なため、利便性は高まる。 	<p>【硬直性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域内において、施設整備等が必要なため、施設配置が非効率となり整備経費が多くかかる。 ○区域内における急速な需給の増減が生じた場合、弾力的な計画の運用がしづらい。
分割する区域が少ない	<p>【柔軟性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広い区域において効率的な施設整備が計画できる。 ○年度ごとの需要の増減に対して、区域内の施設が多いことから柔軟に対応できる。 ○広範囲の区域内で需給バランスを調整できることから、施設間の過当競争が生じにくくなる。 	<p>【不便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域面積が広い場合、居宅からの移動が遠くなる場合も想定される。

(4) 提供区域の設定

①教育・保育施設

教育・保育の提供区域は、高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所の利用実態を踏まえて、地区外利用の高い地域を結合させた7ブロックとして設定しました。

(太線の枠内は平成26年1月1日現在)

提供区域	人口	就学前 児童数	幼稚園		保育所		地域内施設 利用率
			設置数	利用数	設置数	利用数	
天応・吉浦	15,309	686	2	79	4	275	70.8%
中央・宮原・警固屋	66,331	2,615	10	895	16	1,019	85.4%
音戸・倉橋	19,108	514	0	0	4	309	79.4%
阿賀・広・仁方・郷原	75,087	4,238	8	1,151	16	1,453	87.8%
川尻・安浦	20,925	787	2	171	3	351	93.2%
昭和	35,027	1,800	6	634	5	560	95.5%
下蒲刈・蒲刈・豊浜・ 豊(安芸灘地区)	7,614	110	2	30	3	63	94.6%
計	239,401	10,750	30	2,960	51	4,030	90.2%

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、以下の考え方にに基づき事業ごとに提供区域を設定しました。

- ◇教育・保育施設を利用する事業については、教育・保育の提供区域と同様の区域設定をする。
- ◇定員設定や特定施設での実施が必要と見込まれる事業については、事業内容に合わせて区域設定をする。
- ◇訪問型の事業については、事業内容を把握しつつ、「全市」を一つの区域として設定する。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
2	延長保育事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
3	病児・病後児保育事業	1ブロック (全市)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、医療機関の実態にあわせた1ブロック(全市)に設定します。
4	地域子育て支援拠点事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	ひろば型(ひろひろ・ば、くれくれ・ば)やセンター型(保育所、保育園)で実施されていることから、教育・保育事業と同じ、7ブロックに設定します。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
5	こんにちは赤ちゃん事業	1 ブロック (全市)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
6	妊婦健康診査事業	1 ブロック (全市)	医療機関の選択が可能であるため、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)	1 ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
8	ファミリー・サポート・センター事業	1 ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
9	養育支援訪問事業	1 ブロック (全市)	関係機関や全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
10	放課後児童健全育成事業	35 ブロック (小学校区)	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、35ブロック(小学校区)とします。
11	利用者支援事業	1 ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
12	実費徴収に係る補給給付を行う事業	1 ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
13	多様な主体が参入することを促進するための事業	1 ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。

■提供区域7ブロック：



3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

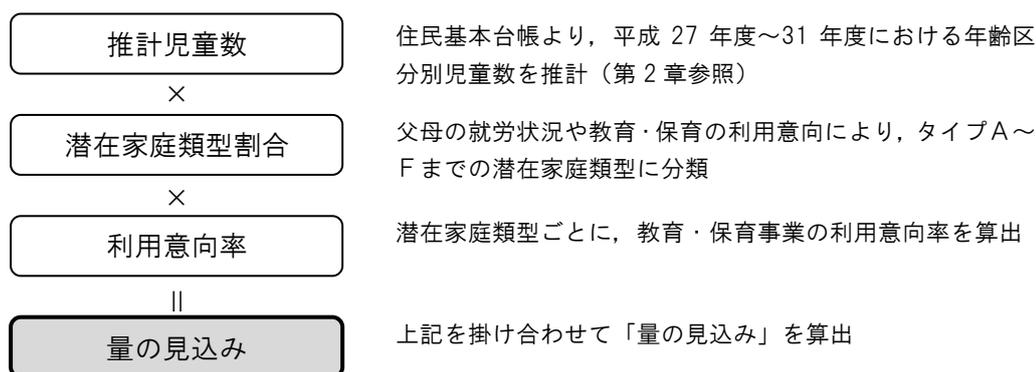
(1) 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム・フルタイム
タイプC	フルタイム・パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム・パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム・パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム・パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業・無業

(2) 「量の見込み」の標準的な算出方法

「量の見込み」については，各事業の教育・保育提供区域ごとに，以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお，本計画における算出過程は，国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引』（平成 26 年 1 月 20 日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが，手引きにおいては，地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて，より効果的，効率的な方法により算出することを妨げるものではない，とされています。



4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

(1) 教育・保育の提供体制の確保方策

- ① 提供区域ごとに需給の調整を行うことを基本とします。
- ② 提供体制の確保は，認可施設・認可事業での対応を基本とし，迅速性・効率性・事業効果等を総合的に勘案し検討します。
- ③ 既存の認可施設のみで対応できない場合は，地域型保育事業や事業所内保育事業の活用，認定こども園への移行等を推進します。
- ④ 地域型保育事業については，保育の質を確保するため，認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先します。
- ⑤ 提供体制の整備に伴い必要となる，保育士や幼稚園教諭等の確保のため，施設等に勤務する職員等の処遇の向上を推進するとともに，ハローワークや人材バンク等との連携，潜在保育士等の再就職を支援するための講座や施設実習等を実施し人材確保に努めます。



(2) 提供区域ごとの教育・保育量の見込みと確保方策

【基本情報】

提供区域		7ブロック
1号 認定	対象家庭 類型	タイプC', タイプD, タイプE', タイプF
	対象年齢	1号認定：3歳～5歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号（認定区分）
2号 認定	対象家庭 類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
	対象年齢	2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号（認定区分）
3号 認定 (0歳)	対象家庭 類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
	対象年齢	3号認定：満3歳未満（0歳～2歳児），保育の必要性あり （満3歳未満保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号（認定区分）
3号 認定 (1-2歳)	対象家庭 類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
	対象年齢	3号認定：満3歳未満（0歳～2歳児），保育の必要性あり （満3歳未満保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号（認定区分）

①天応・吉浦 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		47	39	133	40	113	372	50	41	139	40	113	383
確保方策	教育・保育施設	86		133	40	113	372	91		139	40	113	383
	地域型保育給付	—					0	—					0
	小 計	86		133	40	113	372	91		139	40	113	383
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②中央・宮原・警固屋 ◎見込み量に対して提供区域内で提供量が不足する見込みです。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		575	278	696	129	408	2,086	574	275	688	127	404	2,068
確保方策	教育・保育施設	853		630	101	299	1,883	849		688	114	337	1,988
	地域型保育給付	—					0	—			6	14	20
	小 計	853		630	101	299	1,883	849		688	120	351	2,008
過不足		0	▲66	▲28	▲109	▲203	0	0	▲7	▲53	▲60		

○認可施設における定員増や「小規模保育事業」の実施、「認定こども園」への移行促進等による対応を検討します。

③音戸・倉橋 ◎見込み量に対して提供区域内で教育に係る提供量が不足する見込みです。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		19	2	168	34	74	297	17	3	157	33	75	285
確保方策	教育・保育施設	0		168	34	74	276	0		157	33	75	265
	地域型保育給付	—					0	—					0
	小 計	0		168	34	74	276	0		157	33	75	265
過不足		▲21		0	0	0	▲21	▲20		0	0	0	▲20

○「認定こども園」への移行等検討します。

※注 2号認定の「教育」：2号認定のうち幼稚園（教育）を希望する子どもの数

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度							
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
55	47	142	39	109	392	54	47	142	38	109	390	53	44	138	37	108	380
102		142	39	109	392	101		142	38	109	390	97		138	37	108	380
—					0	—					0	—					0
102		142	39	109	392	101		142	38	109	390	97		138	37	108	380
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度							
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
561	281	744	126	399	2,111	562	273	683	123	396	2,037	549	270	661	121	393	1,994
842		744	116	369	2,071	835		683	113	366	1,997	819		661	111	363	1,954
—			10	30	40	—			10	30	40	—			10	30	40
842		744	126	399	2,111	835		683	123	396	2,037	819		661	121	393	1,994
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度							
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
16	2	140	33	75	266	16	2	136	32	75	261	17	2	137	31	75	262
18		140	33	75	266	18		136	32	75	261	19		137	31	75	262
—					0	—					0	—					0
18		140	33	75	266	18		136	32	75	261	19		137	31	75	262
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④阿賀・広・仁方・郷原 ◎見込み量に対して提供区域内で提供量が不足する見込みです。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		618	431	992	239	621	2,901	588	421	938	236	622	2,805
確保 方策	教育・ 保育施設	1,049		917	107	351	2,424	1,009		938	162	522	2,631
	地域型 保育給付	—			6	14	20	—			12	28	40
	小 計	1,049		917	113	365	2,444	1,009		938	174	550	2,671
過不足		0		▲75	▲126	▲256	▲457	0		0	▲62	▲72	▲134

○認可施設における定員増や「小規模保育事業」の実施,「認定こども園」への移行促進等による対応を検討します。

⑤川尻・安浦 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		107	65	213	25	118	528	103	63	210	24	117	517
確保 方策	教育・ 保育施設	172		213	25	118	528	166		210	24	117	517
	地域型 保育給付	—					0	—					0
	小 計	172		213	25	118	528	166		210	24	117	517
過不足		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

⑥昭和 ◎見込み量に対して提供区域内で提供量が不足する見込みです。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		366	178	332	51	242	1,169	367	179	333	51	241	1,171
確保 方策	教育・ 保育施設	544		317	36	177	1,074	546		327	36	177	1,086
	地域型 保育給付	—					0	—			3	17	20
	小 計	544		317	36	177	1,074	546		327	39	194	1,106
過不足		0		▲15	▲15	▲65	▲95	0		▲6	▲12	▲47	▲65

○認可施設における定員増や「小規模保育事業」の実施,「認定こども園」への移行促進等による対応を検討します。

(単位：人)

平成 29 年度						平成 30 年度						平成 31 年度					
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
556	407	884	232	620	2,699	550	401	873	230	618	2,672	551	402	871	225	615	2,664
963		884	214	578	2,639	951		873	212	576	2,612	953		871	207	573	2,604
—			18	42	60	—			18	42	60	—			18	42	60
963		884	232	620	2,699	951		873	230	618	2,672	953		871	225	615	2,664
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

平成 29 年度						平成 30 年度						平成 31 年度					
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
94	59	195	24	117	489	92	58	198	24	117	489	91	56	191	23	116	477
153		195	24	117	489	150		198	24	117	489	147		191	23	116	477
—					0	—					0	—					0
153		195	24	117	489	150		198	24	117	489	147		191	23	116	477
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

平成 29 年度						平成 30 年度						平成 31 年度					
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
344	171	308	50	242	1,115	343	172	307	50	241	1,113	333	166	297	49	240	1,085
515		308	38	214	1,075	515		307	38	213	1,073	499		297	37	212	1,045
—			12	28	40	—			12	28	40	—			12	28	40
515		308	50	242	1,115	515		307	50	241	1,113	499		297	49	240	1,085
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦安芸灘 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		平成 27 年度					平成 28 年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		12	11	24	2	14	63	11	4	20	2	14	51
確保 方策	教育・ 保育施設	23		24	2	14	63	15		20	2	14	51
	地域型 保育給付	—					0	—					0
	小 計	23		24	2	14	63	15		20	2	14	51
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 保育利用率の目標設定

満3歳未満の子どもの年齢ごとの総数に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業（事業所内保育事業所の従業員枠を除く。）の0歳と1・2歳（3号認定）の区分毎の利用定員の割合

保育利用率の目標数値 (％)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 31 年度
0歳	20.6	28.0	33.7	34.0
1・2歳	36.6	49.5	51.2	55.0

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度							
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
9	3	13	2	15	42	9	2	15	1	15	42	8	3	15	1	14	41
12		13	2	15	42	11		15	1	15	42	11		15	1	14	41
—					0	—					0	—					0
12		13	2	15	42	11		15	1	15	42	11		15	1	14	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(1) 一時預かり事業

保護者が、冠婚葬祭や急な傷病、入院、あるいは保育要件に満たない短時間就労などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において教育・保育施設などで一時的に預かる事業です。

現在、幼稚園で実施している預かり保育の継続と、新たに事業実施する教育・保育施設を拡充するよう取組ます。

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所	施設数	13 か所	13 か所	13 か所
	利用児童数	8,428 人	8,440 人	8,149 人
幼稚園	施設数	29 か所	28 か所	28 か所
	利用児童数	1,986 人	2,035 人	1,881 人

①1号認定（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプC' , タイプD, タイプE' , タイプF
対象年齢	1号認定：満3～5歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号（認定区分）

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		74	74	73	73	71
確保方策	実施箇所	2 か所				
	延受入人数	74	74	74	73	71
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		569	571	591	564	546
確保方策	実施箇所	10 か所				
	延受入人数	569	571	591	564	546
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1 か所
	延受入人数	0	0	0	0	2
過不足		▲2	▲2	▲2	▲2	0
※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
確保方策	実施箇所	8 か所				
	延受入人数	1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		550	526	481	455	447
確保方策	実施箇所	2 か所				
	延受入人数	550	526	481	455	447
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		203	203	191	190	185
確保方策	実施箇所	6 か所				
	延受入人数	203	203	191	190	185
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		4	3	2	2	2
確保方策	実施箇所	2 か所				
	延受入人数	4	3	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

②2号認定（幼稚園等における在園児のうち2号認定こどもの一時預かり）

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり （満3歳以上保育認定：教育ニーズ） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号（認定区分）

<天応・吉浦>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		282	288	289	287	278
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	延受入人数	282	288	289	287	278
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
確保方策	実施箇所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	延受入人数	1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		48	46	42	41	41
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1か所
	延受入人数	0	0	0	0	41
過不足		▲48	▲46	▲42	▲41	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

<阿賀・広・仁方・郷原>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
確保方策	実施箇所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	延受入人数	2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		656	644	590	576	561
確保方策	実施箇所	2 か所				
	延受入人数	656	644	590	576	561
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
確保方策	実施箇所	6 か所				
	延受入人数	1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		30	8	10	3	5
確保方策	実施箇所	2 か所				
	延受入人数	30	8	10	3	5
過不足		0	0	0	0	0

③その他（在園（所）児童以外の一時預かり）

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		46	48	49	48	45
確保方策	実施箇所	—	—	1 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	0	0	49	48	45
過不足		▲46	▲48	0	0	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		185	181	182	176	171
確保方策	実施箇所	5 か所				
	延受入人数	185	181	182	176	171
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		39	38	37	35	35
確保方策	実施箇所	—	—	—	1 か所	1 か所
	延受入人数	0	0	0	35	35
過不足		▲39	▲38	▲37	0	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		457	446	433	426	428
確保方策	実施箇所	5 か所				
	延受入人数	457	446	433	426	428
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		88	109	107	103	100
確保方策	実施箇所	1 か所				
	延受入人数	88	109	107	103	100
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		243	240	233	230	224
確保方策	実施箇所	3 か所				
	延受入人数	243	240	233	230	224
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策	実施箇所	—	—	—	1 か所	1 か所
	延受入人数	0	0	0	1	1
過不足		▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	0
※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。						

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	31 か所	33 か所	33 か所
利用児童数	1,095 人	1,151 人	1,228 人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		148	148	148	145	139
確保方策	実施箇所	4 か所				
	受入人数	148	148	148	145	139
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		299	295	295	284	280
確保方策	実施箇所	8 か所				
	受入人数	299	295	295	284	280
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		209	202	195	191	189
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1 か所
	受入人数	0	0	0	0	189
過不足		▲209	▲202	▲195	▲191	0
※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		698	678	657	648	639
確保方策	実施箇所	12 か所				
	受入人数	698	678	657	648	639
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		231	228	221	219	212
確保方策	実施箇所	2 か所				
	受入人数	231	228	221	219	212
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		335	330	320	316	309
確保方策	実施箇所	5 か所				
	受入人数	335	330	320	316	309
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		15	15	15	15	15
確保方策	実施箇所	1 か所				
	受入人数	15	15	15	15	15
過不足		0	0	0	0	0

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

今後は、病院併設のみならず、教育・保育施設の保育室等を活用する施設の導入や地域バランス等も考慮しながら、増設に向け検討します。

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施 設 数	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用児童数	2,725 人	2,462 人	2,781 人
実利用児童数	1,238 人	1,190 人	1,233 人
1人当たりの平均利用日数	2.20 日	2.07 日	2.26 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0 歳～9 歳

<全市> ※提供区域は全市対象

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		9,547	9,391	9,197	8,999	8,832
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所
	延受入人数	3,920	3,920	5,880	7,840	8,832
過不足		▲5,627	▲5,471	▲3,317	▲1,159	0
※事業期間内に新たな施設の増設や施設内の定員増などを行いニーズに対応できるよう対策を検討します。						



(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひろば型	施設数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用児童数	47,134 人	52,290 人	54,548 人
センター型	施設数	6 か所	6 か所	6 か所
	利用児童数	521 回・71,186 人	577 回・71,541 人	581 回・87,775 人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	概ね0歳～3歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		4,644	4,452	4,224	4,140	4,044
確保方策 (センター型)	実施箇所	-	-	-	1 か所	1 か所
	延受入人数	0	0	0	4,140	4,044
過不足		▲4,644	▲4,452	▲4,224	0	0
※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み		20,544	20,064	19,200	18,828	18,468	
確保方策	ひろば型	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
		延受入人数	17,544	17,064	16,200	15,828	15,468
	センター型	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		延受入人数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足		0	0	0	0	0	

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		5,436	5,460	5,592	5,460	5,328
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	延受入人数	2,500	2,500	3,500	5,460	5,328
過不足		▲2,936	▲2,960	▲2,092	0	0
※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み		45,684	45,636	45,096	44,172	43,128	
確保方策	ひろば型	実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
		延受入人数	39,684	39,636	39,096	38,172	37,128
	センター型	実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		延受入人数	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
過不足		0	0	0	0	0	

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		8,880	8,556	8,772	8,592	8,388
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 箇所				
	延受入人数	8,880	8,556	8,772	8,592	8,388
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		14,544	14,160	14,220	13,920	13,596
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	延受入人数	10,000	10,000	10,000	13,920	13,596
過不足		▲4,544	▲4,160	▲4,220	0	0
※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		132	132	180	180	168
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 か所				
	延受入人数	132	132	180	180	168
過不足		0	0	0	0	0



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数	1,786 人	1,720 人	1,694 人
訪問率	93.3%	94.9%	97.0%
訪問数	1,667 人	1,632 人	1,643 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0 歳

<全市>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
確保方策	1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
過不足	0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付件数（届出者数）	1,852 人	1,779 人	1,654 人
1 人あたりの平均健診回数	11.94	12.14	11.65
妊婦健康診査延べ人数	22,116 人	21,604 人	19,272 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF 以外
対象年齢	0 歳

<全市>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
確保方策	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
過不足	0	0	0	0	0



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショート ステイ	実利用人数	10 人	15 人	13 人
	延べ利用日数	30 日	125 日	164 日
トワイライト	実利用人数	7 人	11 人	13 人
	延べ利用日数	251 日	218 日	161 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0 歳～18 歳

<全市>

(単位：延利用日数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	264	257	250	241	239
確保方策（ショートステイ）	226	230	235	240	250
過不足	▲38	▲27	▲15	▲1	11
※愛光園の施設改修に伴い平成 28 年度から段階的に受入拡大					

<全市>

(単位：延利用日数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	204	191	179	168	157
確保方策（トワイライトステイ）	295	295	295	295	295
過不足	91	104	116	127	138

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
援助件数	1,945 件	1,453 件	2,152 件
依頼会員数	1,221 人	1,117 人	1,230 人
提供会員数	420 人	352 人	364 人
両方会員数	214 人	178 人	178 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～15 歳

<全市>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,105	1,094	1,083	1,072	1,060
確保方策	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
過不足	116	127	138	149	161



(9) 養育支援訪問事業，要保護児童等に対する支援に資する事業

①子育てヘルパー派遣事業

養育支援が必要と認められる世帯に対し，家事，育児等の援助を行うことにより，当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り，家庭の養育力の育成及び向上を支援するために，子育てヘルパーを派遣する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定者数（実人数）	28 人	40 人	34 人
認定者数（延べ人数）	80 人	95 人	72 人
利用日数	609 日	776 日	593 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～

<全市>

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策（子育てヘルパー派遣事業）	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
過不足	452	452	452	452	452

②児童家庭相談事業

児童虐待をはじめとして、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個別ケース	開催数	50 回	45 回	42 回
検討会議	児童数	108 人	81 人	104 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～

<全市>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	98	98	98	98	98
確保方策(児童家庭相談事業)	108	108	108	108	108
過不足	10	10	10	10	10

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。

	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市全体	施設数	36 か所	35 か所	35 か所
	利用児童数	1,813 人	1,843 人	1,877 人

【基本情報】

提供区域	35 ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	7歳～12歳

<中央・本通児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	60	62	62	63	63
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	18	16	16	15	15
※平成 27 年度から教室確保					

<中央・港町児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48	52	53	55	55
確保方策	38	78	78	78	78
過不足	▲10	26	25	23	23
※平成 28 年度から教室確保					

<中央・両城児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	26	29	29	30	30
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	12	9	9	8	8

<中央・呉中央児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	73	75	76	75	75
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	5	3	2	3	3
※平成 27 年度から教室確保					

<中央・荘山田児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	66	68	74	74	73
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	12	10	4	4	5
※平成 27 年度から教室確保					

<中央・明立児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	34	35	35	36	36
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	4	3	3	2	2

<中央・和庄児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	55	59	60	62	62
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	23	19	18	16	16
※平成 27 年度から教室確保					

<中央・長迫児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	32	35	36	37	37
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	6	3	2	1	1

<吉浦・吉浦ふたば児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	72	75	76	74	73
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	4	1	0	2	3

<警固屋・警固屋児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	19	21	22	22	21
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	19	17	16	16	17

<阿賀・阿賀いずみ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	63	69	73	74	72
確保方策	118	118	118	118	118
過不足	55	49	45	44	46

<阿賀・原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	14	15	16	16	16
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	24	23	22	22	22

<広・広みさか児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	78	81	83	81	80
確保方策	112	112	112	112	112
過不足	34	31	29	31	32

※平成 27 年度から教室確保

<広・白岳すみれ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	113	120	122	121	117
確保方策	112	152	152	152	152
過不足	▲1	32	30	31	35

※平成 28 年度から教室確保

<広・横路バンビ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	102	109	117	110	107
確保方策	120	120	120	120	120
過不足	18	11	3	10	13

※平成 27 年度から教室確保

<広・広児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	85	90	92	91	87
確保方策	78	78	118	118	118
過不足	▲7	▲12	26	27	31
※平成 29 年度から教室確保					

<広・広南かもめ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	19	19	21	20	19
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	19	19	17	18	19

<仁方・仁方あいじ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38	39	39	39	38
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	2	1	1	1	2

<宮原・宮原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22	22	23	22	23
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	16	16	15	16	15

<宮原・坪内児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	28	28	29	27	29
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	10	10	9	11	9

<天応・落走児童会> ※落走保育所へ委託

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6	7	6	6	7
確保方策	20	20	20	20	20
過不足	14	13	14	14	13

<天応・天応わかば児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	25	25	24	25	26
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	13	13	14	13	12

<昭和・昭和西なかよし児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48	50	53	52	52
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	28	26	23	24	24

<昭和・昭和中央ひかり児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	78	81	83	81	83
確保方策	76	116	116	116	116
過不足	▲2	35	33	35	33
※平成 28 年度から教室確保					

<昭和・昭和南ひまわり児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	29	30	32	31	32
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	9	8	6	7	6

<昭和・昭和北児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	77	78	79	78	78
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	3	2	1	2	2

<郷原・郷原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	36	39	40	37	34
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	44	41	40	43	46

<安芸灘・蒲刈児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7	9	7	8	6
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	33	31	33	32	34

<川尻・川尻児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	47	51	51	53	51
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	33	29	29	27	29

<音戸・波多見児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	31	35	43	43	44
確保方策	38	38	78	78	78
過不足	7	3	35	35	34
※平成 29 年度から教室確保					

<音戸・音戸児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22	23	24	24	24
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	16	15	14	14	14

<倉橋・明德児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	23	25	23	21	20
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	17	15	17	19	20

<安浦・安登つくし児童会>

※安登児童会

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	14	15	17	17	18
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	24	23	21	21	20

<安浦・内海児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	52	53	55	55	57
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	26	25	23	23	21
※平成 27 年度から教室確保					

<安浦・三津口児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	9	9	10	10	11
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	29	29	28	28	27

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	2 か所				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日常品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入の申請があったものに対して、社会福祉法人・学校法人以外のものに対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可するための事業を行います。

第5章 実施計画

1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援

重点施策（1）地域における子育て支援の充実

■現状と課題

- ◇ アンケート調査（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書参照）によると、市内に子育てを支援する人（祖父母，兄姉，親族等）がいる割合は80%を超えているものの，日頃から支援を受けられる家庭は50%程度にとどまっており，核家族化の進展と子育てに関する親の負担が伺える結果となっています。
- ◇ 他県から転入してきた家庭や父親が長期不在となる家庭も多く，母親が孤立しやすいという指摘があり，育児サークル・子育て支援団体等，子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや，居宅・施設における子育て支援サービスの一層の充実が必要となっています。
- ◇ 地域子育て支援拠点事業は，ひろば型の「くれくれ・ば」や「ひろひろ・ば」とセンター型6施設で実施していますが，アンケート結果では利用率は全体の20%程度にとどまっているものの，0歳児を持つ保護者については「今後利用したい」，「利用日数を増やしたい」という回答は75%を超えており，ひろばの必要性の高さが伺える結果となっています。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業は，保育所，幼稚園，児童会等の送迎と前後の預かり，保護者等外出時の援助が活動の中心であり，他に民間の託児サービスなどの選択肢もあることから，相互の役割分担を図りながら，事業の更なる周知が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが，アンケート結果によると，放課後における過ごし方の中で放課後児童会は，小学校低学年では58%で一番高く，高学年でも35%と全体の中では4番目になっており，高学年でもある程度の需要があることが伺えます。中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり，受入れ施設や人材確保などの整備が求められています。

■施策の方向性

- ◇ すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく，ゆとりを持って子育てができるように，高齢者の活躍の場の拡大を含め，様々な地域の資源の活用を図ります。
- ◇ きめ細やかな子育て支援サービスを提供するとともに，身近なところで子育てについて相談できるよう，情報提供を行いながら，保護者の利便性向上を図ります。
- ◇ また，子育て中の保護者が相互に交流し，子育てについての相談や各種情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の未開設の地区への設置を検討します。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し，病児・病後児保育，幼稚園における預かり保育など，多様な保育サービスの充実を図ります。

- ◇ また、新たに事業への参入を検討する事業者に対して、円滑に事業実施が行えるよう、相談、助言等を行います。

事業名	概要	担当課
利用者支援	子どもやその保護者、または妊娠している方などその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事等のため、恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	児童が病気の時、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象として受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、中学校修了までの児童を対象に支給する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係構築を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課



重点施策（２）教育・保育サービスの充実

■現状と課題

- ◇ アンケート調査（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書参照）によると、保護者の両方が働いている（フルタイム、パートタイム、アルバイト等）割合が全体の約 58%を占めており、認可保育所、幼稚園等の教育・保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業等に対する潜在的ニーズの高まりが伺える結果となっています。
- ◇ 教育・保育事業は、各提供区域毎に「量の見込み」と「確保方策」のとりまとめをニーズ調査に基づき行っていますが、提供区域によっては、確保方策が追いついていない地域があるため、受け皿としての施策が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が求められています。
- ◇ 延長保育事業は、平成 25 年度末現在 33 か所で実施していますが、利用者数は増加傾向にあり、延長保育事業を実施している保育所への入所希望が集中する傾向にあります。
- ◇ 共働き家庭の増加とともに、就業構造の変化、就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育サービスの維持・確保を図るとともに、多様な就労形態を始め、子育ての負担軽減、緊急時の保育ニーズなどに対応できる弾力的できめ細やかな保育サービスの提供が必要です。
- ◇ アンケート調査の結果から、人口が集中する中央地区・広地区・昭和地区のある 3 つの提供区域において、教育・保育の提供量が不足することが見込まれ、供給確保のため、地域型保育事業等の活用を検討する必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。
- ◇ 教育・保育事業については、既存の施設の定員拡大等、最大限の努力に努めるとともに地域型保育事業の促進や認定こども園への移行を促すことで教育・保育施設の確保を図ります。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 「呉市保育所の統合・民営化基本計画」を見直す中で、効率的な保育所の運営等について検討していきます。
- ◇ 幼稚園と保育所の機能を持ち合わせ、更に子育て支援拠点事業が実施される「認定

こども園」の普及を図ります。

- ◇ 子どもの発達や学びの連続性を確保するために、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進を図ります。
- ◇ 幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ちながら、子どもの育ちの場を確保しつつ、利用者にとって利便性の高い幼児教育・保育を充実させるため、認定こども園の設置を支援します。なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。
- ◇ 市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員等を対象に保育・教育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を定期的に行い、職員等の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て施設課 学校教育課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
（再）一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象として児童を受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
（再）多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係構築を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て施設課

重点施策（3）子育て支援のネットワークづくり

■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は約 63%と過半数を超えているものの、「利用したことがある」「今後利用したい」と回答した保護者は 30%を下回っており、身近に情報が入る広報のあり方の検討が必要です。
- ◇ アンケート調査によると、子育て情報を入手する手段としてインターネットと回答した保護者は、祖父母・兄弟姉妹・友人に次いで 68%と高い割合を示しており、呉市の子育て総合ポータルサイトである「くれ子育てねっと」の充実が望まれています。併せて、スマートフォンの普及により、いつでも、どこでも情報を取得しやすい環境が求められています。
- ◇ 「チャイルド・フェスタ in くれ」は、呉市すこやか子育て協会が子育てサークルの代表と企画運営する事業で、サークル同士の交流になっており、今後も継続して実施していけるよう努める必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する情報が手に入りやすい仕組みづくりを念頭に、子育て支援サービスの向上に努めます。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会が子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」機能充実に努めます。
- ◇ 子育て中の家庭と子育て経験豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じて異世代間交流が可能となる機会の創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。	子育て支援課
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

重点施策（４）子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

■現状と課題

- ◇ 市内に４か所ある児童館は、誰でも自由に利用できる施設として、地域の子どもたちに健全な遊びを教える場としての役割を果たしています。
- ◇ 放課後児童会は、保護者が就労等により、昼間家庭に居ない小学生の児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業として３５か所で実施しています。
- ◇ 学校等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を２校で開設しているほか、保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。

■施策の方向性

- ◇ 共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき一体型を中心とした放課後児童会及び放課後子ども教室等の総合的な放課後対策を検討していきます。
- ◇ すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。
- ◇ 子ども・子育て関連３法により、放課後児童会の対象がすべての小学生に拡大されることに伴い、平成２７年度から平成２９年度にかけて、小学４年生から６年生を段階的に受け入れていきます。
- ◇ 友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課
放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	文化振興課
（再）放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
（再）子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

重点施策（1）子どもや母親の健康の確保

■現状と課題

- ◇ 乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが重要です。
- ◇ 妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。
- ◇ 新生児家庭訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業については、早期に訪問することで産後の育児不安の解消や地域との繋がりづくりを図ることが必要です。
- ◇ 乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等により対象者全員の把握に努める必要があります。
- ◇ 今後も、核家族化・少子化の進行による家庭の養育力の低下が懸念されることから、妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ることが必要です。

■施策の方向性

- ◇ 「第2次健康くれ21」に基づき、親子の健康保持・増進に対し適切な働き掛けに努めます。
- ◇ 母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。
- ◇ 妊婦教室への父親の参加、育児教室の充実や専門職による子どものこころの健康づくり相談、学校における生活習慣病予防を推進します。
- ◇ 子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、情報提供や相談体制の充実に図り、保護者の育児不安の解消や虐待防止に努めます。

事業名	概要	担当課
予防接種の実施	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施する。	保健総務課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課

事業名	概要	担当課
(再) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
妊婦・育児教室, 相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職(児童精神科医, 心理療法士)が相談を受ける。	健康増進課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発を行う。	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関, P T A, 学校の関係者等で組織する委員会を設置し, 児童生徒の健康の保持・増進を図る。	学校安全課
(再) ファミリー・サポート・センター事業 (妊産婦支援事業)	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に, 育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課



重点施策（２）「食育」の推進

■現状と課題

- ◇ 市民と行政がそれぞれの立場から「食」について考え、食育に計画的に取り組むため、平成25年3月に「第2次健康くれ21」を策定しています。
- ◇ アンケート調査（「第2次健康くれ21」参照）によると、朝食を食べる年長児は96.2%、小学校6年生は91.9%となっていますが、栄養バランスと量を考えている人の割合は25.8%となっています。
- ◇ 「朝ごはん食べよう運動」や子どもの食育教室により、朝食の重要性については、ある程度の理解を得られていると考えられますが、「どう食するのか（量やバランス、誰と食するか等）」の啓発も併せて必要です。

■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べよう運動	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業 (減塩でおいしい！食育)	関係機関と連携し、「食」を正しく選択する力を身につけるため、指導用リーフレットを作成し、幼児・児童・生徒、保護者への啓発を行う。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業	保育所に通園している子ども達はもとより、各保護者に対して「減塩」による健康づくりを推進するための指導・啓発活動を行う。	子育て施設課

重点施策（３）思春期保健対策の充実

■現状と課題

- ◇ 思春期における性行動の低年齢化により，人工妊娠中絶や性感染症の増加が指摘されています。また，思春期の子どもたちの不健康なやせ，喫煙，飲酒，薬物乱用等，健康に対する影響が懸念されています。
- ◇ 児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して，生命の尊さや，父性・母性観を養えるよう，思春期触れ合い体験学習を実施しています。
- ◇ 学校，保健所及び地域が連携し，地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 思春期の子どもたちに対して，学校保健と連携し，性に関する適切な知識の啓発を行うとともに，不健康なやせ，喫煙，飲酒，薬物乱用等の有害性について，正しい知識の普及と理解の促進を徹底し，自ら正しい判断ができるよう支援していきます。

事業名	概要	担当課
高校生の012歳（赤ちゃん）触れ合い体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して，高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談を行うとともに，随時電話や来所で相談を受ける。	健康増進課
思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため，小・中学生を対象に，乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課
喫煙，飲酒，薬物乱用防止教室	小中高等学校で児童・生徒対象に健康教育で，喫煙，飲酒，薬物乱用防止に関する指導を行う	学校安全課

重点施策（４）小児医療の充実

■現状と課題

- ◇ 夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しており、その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- ◇ ０歳児から小学校入学前までの入院・通院と、小学６年生までの入院に係る、医療費の自己負担について助成しています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。
- ◇ 「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心して受診でき「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日 9 時～18 時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日 19 時～23 時	福祉保健課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課

3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

重点施策（1）次代の親の育成

■現状と課題

- ◇ 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童とふれあう機会が減少しています。
- ◇ これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるよう、乳幼児などとの触れ合いや交流機会の充実を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
(再) 高校生の012歳(赤ちゃん)触れ合い体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座を行う。	子育て支援課
(再) 思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課

重点施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■現状と課題

- ◇ 全国的に少子高齢化が進んでおり、子どもが少なくなっていく中、子どもたちに切磋琢磨する機会を増やし、社会性と確かな学力を育てていくためには、学校統合により適正規模校に近づけていく必要があります。
- ◇ 子ども一人一人が、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身につけるためには、学校教育環境の充実が必要です。
- ◇ 今後は、きめ細やかな指導の充実や個性ある学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境での幼児教育に努めていく必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 未来を担う子どもたちのために、学力に加え、集団活動を充実し、社会性を育むことを目的に、学校統合を推進します。
- ◇ 幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携の体制を整備します。
- ◇ 子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力、「生きる力」を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等を通じた心の教育を始め、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。
- ◇ 「アメニティ環境の創造」をキーワードに、子どもたちが「学校が好き」「学校へ行きたい」と思えるように、あらゆる場面で子どもたちを褒め、笑顔あふれる快適で心地よい学校づくりを徹底します。

事業名	概要	担当課
適正規模の学校教育環境づくり	呉市立学校統合基本方針に基づき、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の９年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育９年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やティーム・ティーチングを推進したり、個に応じた指導を行う。	学校教育課
呉市保幼小連携に関する代表者会	保育園（所）・幼稚園・小学校と行政等関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課
（再）保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再) 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て施設課 学校教育課



重点施策（３）家庭や地域の教育力の向上

■現状と課題

- ◇ 核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとの触れ合いを通じて父性・母性観を育てるといった機会の減少をもたらす恐れがあり、地域においても子どもと触れ合う機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。
- ◇ スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子の触れ合いの機会の充実を図ります。
- ◇ 地域の大人と子どもが共同して実施する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ◇ 民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	文化振興課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本体育協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

重点施策（４）青少年の健全育成及び非行等への対応

■現状と課題

- ◇ 呉市青少年指導センターによる教育相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室「つばき学級」の設置，メンタルフレンドの派遣，生徒指導員等により生徒指導上の諸問題等への対応を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 学校を始め，地域の関係機関の連携の下，いじめ，不登校，非行，ひきこもり等への対応など，子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。
- ◇ 性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ，問題行動，進路等に関する相談活動や市内巡視，街頭指導等を実施する。	学校安全課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等の問題に対応するため児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校や問題行動等への対応について，指導・援助を受けることにより，児童生徒の悩み，不安，ストレスの解決を図る。	学校安全課
適応指導教室「つばき学級」	小中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助を行う。	学校安全課
メンタルフレンド事業	不登校児童生徒に対し理解と情熱を有する大学生等を派遣し，不登校児童生徒の自主性，社会性等の伸長を援助する。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	呉市立小・中学校の生徒指導の援助を行う。	学校安全課

4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

重点施策（1）子どもの安全の確保

■現状と課題

- ◇ 地域コミュニティづくりや地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図っています。また、呉こども110番の家については協力店舗や家庭等は減少していますが、今後、協力店や家庭等を増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。
- ◇ 呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	地域協働課
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼びかけを行う等して、児童自身が自分の身は自分で守る能力の育成を図るとともに、交通マナーや交通ルールを守る等、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るため、呉市立全小学校で取り組む。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	学校安全課
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携を図りながらそれぞれの立場で取組を行い、安心して遊ぶことのできる地域づくりを行う。	学校安全課
不審者情報等配信サービス（守るネット）	不審者情報等を携帯電話に配信する。	学校安全課
呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課

重点施策（２）安心して外出できる環境の整備

■現状と課題

- ◇ 地域が子どもや子育て家庭に配慮されたやさしい環境であることは、子どもを健やかに安心して生み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりが引き続き必要です。
- ◇ 歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、更なるバリアフリー化に努めています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等を推進します。
- ◇ 呉市に発生した災害等の情報について、防災行政無線による放送、呉市防災情報メール、緊急速報メール等により配信します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	すべての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として、市民が親しみやすい公園整備を進める。	公園緑地課
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行う。	公園緑地課
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し、市民生活の安全・安心を確保する。	土木課 地域協働課
呉市防災情報メール配信サービス	市民の防災対策などに役立てていただくため、災害時における緊急かつ重要な防災情報を、あらかじめ登録した携帯電話等に配信する。	危機管理課
呉市防災行政無線テレホンサービス	防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービス	危機管理課
緊急速報メール	呉市が避難勧告等の緊急情報を緊急速報メールに対応している呉市内域の携帯電話に配信するサービス	危機管理課

重点施策（3）安全・安心なまちづくりの推進

■現状と課題

- ◇ 道路照明の設置や維持管理等，防犯施設の整備に努めています。
- ◇ 街区公園数は年々増加しており，平成26年4月で308か所となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため，公営住宅や公共施設，大規模商業施設において，子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに，子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。
- ◇ 既存の公園の改修等，身近な公園の充実を図るとともに，既存の施設の活用により，子どもの遊び場の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）公園緑地の整備	すべての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として，市民が親しみやすい公園整備を進める。	公園緑地課
（再）遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検を行う。	公園緑地課
（再）道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し，市民生活の安全・安心を確保する。	土木課 地域協働課
子育て世帯・多子世帯の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境の確保を行う。	住宅課



5 基本目標5：子育てと仕事の両立支援

重点施策（1）切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児）

■現状と課題

- ◇ 少子化の主たる要因としては未婚化・晩婚化が強く影響していると言われ、男性、女性ともに各年代の未婚率が上昇しています。一般的に、価値観やライフスタイルの変化が要因とされていますが、結婚し、子どもを生み育てたいと願う人の希望がかなうよう、取組を充実させる必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 将来、子どもを生み育てたいと願う人の希望がかなうよう、取組を充実させるとともに結婚観に繋がるような情報提供に努めます。
- ◇ 希望する妊娠・出産の実現のために、妊娠等に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ◇ 不妊治療に関する情報の提供や相談、支援体制の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
（再）妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課
（再）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
（再）妊婦・育児教室、相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
（再）子どもこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職（児童精神科医・心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課
結婚支援出前講座	民間企業、商工会と連携し、その事業所の未婚者等を対象に結婚観と家庭観を醸成し、自分自身を磨き、明るい家庭が築けるような講座を開催する。	子育て支援課
ひろしま出会いサポーターセンター（県事業）	結婚を考える人たちの“出会いのきっかけを”応援するため、平成26年8月に開設された。	子育て支援課
健康相談・女性の健康相談	健康や妊娠、不妊に関する支援制度などの情報提供や相談を受ける。	健康増進課
不妊専門相談センター（県事業）	不妊に関する不安や悩み、不妊の原因や不妊の検査、治療、女性の健康全般について相談を受ける。	健康増進課

重点施策（２）ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

■現状と課題

- ◇ 男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれたものにすることが重要です。そのため、従来の働き方を見直し、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。
- ◇ 一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められます。しかし、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、制度を有効に活用するための普及・啓発とともに、制度を活用できる職場環境を醸成するための支援が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◇ 家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）。	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
呉市中小企業融資制度（ワーク・ライフ・バランス資金）	中小企業者に対して、一般事業主行動計画の実行に要する資金を低利で融資する。	商工振興課
企業立地助成制度	工場等の新・増設を行う事業者に対し助成金を交付することにより、初期投資費用の軽減を図り、立地の促進と新規雇用の創出を目指す。	商工振興課

重点施策（3）子育てと仕事の両立の推進

■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、就学前の子どもを持つ保護者の育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が40.7%であるのに対し、父親は2.9%とかなり低くなっています。
- ◇ 育休期間の希望（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査参照）としては、「1年6ヶ月以上2歳未満」が一番高く、42.1%を占めているものの、実際には「1歳以上1歳6ヶ月未満」が一番高い66.0%となっています。
- ◇ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した中で、「今後、就労したい」と回答した割合は74.6%と高く、就労形態としては「パートタイム、アルバイト」と回答した保護者が88.1%となっています。
- ◇ 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」が半数を占めており、母親が就労継続を断念して出産を優先するという二者択一の状況となっていることが伺えます。
- ◇ 働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しはもちろんのこと、男性にも家族の一員として家庭責任を分担する意識啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

■施策の方向性

- 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
（再）ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
（再）保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
（再）認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
（再）延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
（再）地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
(再) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室（病気別保育が可能な部屋を完備）で一時的に預かる。	子育て施設課
(再) 一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	子育て施設課
(再) 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	子育て支援課
(再) 放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	文化振興課

重点施策（４）家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

■現状と課題

- ◇ 女性の勤続年数の長期化とともに、夫婦共働きの増加により、20歳代後半から60歳代前半にかけての年齢階層において女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回るなど男女の働き方も大きく変化しています。

■施策の方向性

- ◇ 家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー「With」	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・総合編として開催）。	人権センター
呉市男女共同参画推進活動支援事業	自主的かつ主体的に男女共同参画推進を目的とした事業を企画し実施する団体を支援する。	人権センター
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	人権センター

6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

重点施策（1）児童虐待防止対策の充実

■現状と課題

- ◇ 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるなど問題を抱えており、要保護児童対策地域協議会を核とした保護・医療・福祉等の関係機関の連携が重要です。
- ◇ 児童虐待に関する相談は年々増加しており、児童虐待問題は依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。問題が起きてからの対応ではなく、地域全体で子育て家庭に積極的に関わるなど子育て家庭の孤立化防止への取組が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 要保護児童対策地域協議会（代表者、実務者、個別ケース検討会議）の機能強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応はもとより適切な支援及び未然防止に努めます。
- ◇ 子育て家庭の孤立化防止に向けて、地域の子育て支援者の育成、主任児童委員のサポート、子育てサークル支援などの人材育成や地域のネットワーク化への取組を推進します。
- ◇ 児童相談窓口への適正な家庭児童相談員の配置、ファミリー・サポート・センター事業、子育てヘルパー派遣事業などを更に充実させ、子育ての不安、負担の軽減を図り、子育てをしやすいまちづくりを推進します。
- ◇ 地域の企業や民生委員児童委員協議会等と連携して声かけや次代を担う高校生や未婚者等への啓発活動を推進します。

事業名	概要	担当課
ほっとあんしん 推進事業	児童虐待防止、子育て家庭の孤立化防止のための総合的な対策の措置を図る。	子育て支援課
（再）呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課
児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。	子育て支援課
（再）養育支援訪問事業 （子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	子育て支援課
（再）乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職（児童精神科医、心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課

重点施策（２）子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）

■現状と課題

- ◇ ひとり親家庭やその家庭の子どもが、より豊かで充実した生活を営み、自立した生活を送ることができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を計画的に推進していく必要があります。
- ◇ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 経済的支援や就労支援を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行います。
- ◇ 母子・父子家庭への相談体制を通じ、生活の安定と自立に向けての支援を行います。
- ◇ 国が策定する「子どもの貧困対策」に係る具体的重点施策である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「子どもの貧困に関する調査研究等」「施策の推進体制等」の動向を見極めるとともに、教育・福祉関連部局との連携強化を図ります。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等に支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分を助成する。	子育て支援課
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸し付けを行う。	子育て支援課
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課
高等職業訓練促進費給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師）取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
J R通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJ R列車（J Rバスを除く。）の通勤用の定期券に特定運賃が適用される（児童扶養手当全額支給停止世帯を除く。）。	子育て支援課
（再）養育支援家庭訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
（再）ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
実費徴収を伴う子育て支援事業	保育料の徴収に際し、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う。	子育て施設課
ひとり親家庭のためのほっと安心メールマガジン	呉市内に居住のひとり親家庭（母子家庭の母・父子家庭の父）の方々を対象に、自立や就業に役立つ情報を定期的にメール配信する。	子育て支援課
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援計画を策定し、ハローワークとの連携のうえ、きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターの利用量を1/2補助することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう、支援する。	子育て支援課
社会的な居場所づくり支援事業 学びの場「あつまってクレ」	子どもが日常的な生活習慣を身につけるよう学習会を週1回開催し、子どもに対する学習支援、進学に関する支援を行い、生活保護世帯及びひとり親家庭等の子どもが健全に育成される環境を整備する。	生活福祉課

重点施策（3）障害児施策の充実

■現状と課題

- ◇ 学習障害（LD）や、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害のある子どもに対する指導及び支援が課題となっていることから、呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画との整合性を確保しながら、障害のある子どもに対し、障害の重度・重複化や多様化に対応するとともに、障害のある子どもの特性に応じた療育・教育を充実していく必要があります。
- ◇ 特別支援学級の在籍者数が増加しているとともに、障害の重度・重複や多様化等が進んでいる傾向にあることから、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育的支援を行うことが求められています。

■施策の方向性

- ◇ 障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、年齢や障害などに応じた専門的な療育を提供します。
- ◇ 障害のある子どもとその保護者に対する相談、指導、支援の充実を図り、家族の負担軽減等に努めます。
- ◇ 障害のある子どもの保育に適した環境整備に努めるとともに、障害のある子どもの進路選択の幅を広げるため、保育所や幼稚園・認定こども園における受け入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障害等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。	福祉保健課
児童発達支援	施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。	福祉保健課
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、施設に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	福祉保健課
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する。	福祉保健課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供する。	福祉保健課

事業名	概要	担当課
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画の作成を行う。	福祉保健課
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護しているものに対して支給する。	福祉保健課
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	福祉保健課
障害児保育促進事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障害の種類、程度に対応したきめ細やかな保育を行う。	子育て施設課
特別支援学級指導員	小・中学校の、特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	学校安全課
(再) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
障害児保育事業	障害のある子どもを受け入れた保育所が保育士の加配を行う場合に支援する。	子育て施設課

第6章 計画の推進

1 基本的姿勢

子どもや子育て世帯を地域社会で支援していくためには、市のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて地域全体の連携が必要になってきます。

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などと連携し、相互に情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行います。また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を効果的・効率的に推進します。

2 推進体制

(1) 庁内の体制

庁内の横断的な組織である「呉市少子化対策推進本部」において、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

(2) 庁外の体制

市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「呉市保健福祉審議会(児童専門部会)」に進捗等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行います。

3 進捗の管理・評価

今後、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込」や「確保方策」については毎年検証を行い、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、毎年、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(平成31年度)までとします。

資料編

1 基礎データ

(1) 呉市内の地域子育て支援拠点（平成 27 年 3 月現在）

名 称		所 在 地
■すこやか子育て支援センター		
1	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば	宝町2-50 レクレ4階
2	呉市すこやか子育て支援センター ひろひろ・ば	広古新開2-1-3 広市民センター3階
■地域子育て支援センター		
3	救世軍呉保育所 S. A. エンジェルクラブ	青山町1-4
4	阿賀保育園 わんぱくひろば	阿賀中央2-7-7
5	郷原保育所 ニコニコランド	郷原町1946
6	下蒲刈保育所 ぴよママ	下蒲刈町下島1713-1
7	安浦中央保育所 きらきらエンジェル	安浦町中央3-3-7
8	焼山こばと保育園 子育て支援センターこばと	押込西平町29-84
9	呉市波多見保育所 キラキラスマイル	音戸町波多見2-27-1

(2) 呉市内の幼稚園（平成 27 年 3 月現在）

[私立（認可）]

	名称	所在地
1	阿賀中央幼稚園	阿賀中央 6-13-3
2	呉中央幼稚園	広古新開 2-2-15
3	山手幼稚園	山手 1-2-6
4	せんとく幼稚園	中通 2-6-18
5	聖慈幼稚園	海岸 3-5-41
6	みのり幼稚園	吉浦中町 2-8-28
7	ひかり幼稚園	上山田町 2-28
8	青蓮寺幼稚園	伏原 1-13-16
9	善通寺幼稚園	広中新開 2-2-10
10	呉あそか幼稚園	清水 2-1-26
11	至心幼稚園	郷町 4-25
12	宝徳幼稚園	阿賀北 7-20-15
13	白鳩幼稚園	仁方棧橋通 6-23
14	天応めぐみ幼稚園	天応西条 1-3-12
15	明德幼稚園	海岸 3-11-14
16	焼山こぼと幼稚園	押込西平町 29-84
17	わかば幼稚園	仁方本町 2-2-7
18	焼山フタバ幼稚園	焼山中央 1-6-22
19	桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘 2-6-28
20	西方寺幼稚園	東中央 2-4-14
21	やよい幼稚園	広文化町 1-52
22	とくふう幼稚園	広本町 3-15-24
23	花の木幼稚園	焼山中央 3-17-23
24	昭和幼稚園	栢原町西谷 638-2
25	焼山みどり幼稚園	焼山東 1-19-17
26	スカウトランドひまわり幼稚園	中央 5-12-18
27	川尻光幼稚園	川尻町森 2-5-32
28	安浦幼稚園	安浦町内海北 1-10-16

[公立]

	名称	所在地
1	豊島幼稚園	豊浜町豊島字城ヶ口 3690
2	ゆたか幼稚園	豊町大長字中大浦 4783

(3) 呉市内の保育所（園）（平成 27 年 3 月現在）

[私立（認可）]

	名 称	所 在 地
1	救世軍呉保育所	青山町 1-4
2	嶺南荘保育所	東畑 2-2-18
3	平原保育園	平原町 19-12
4	至心保育所	東中央 3-1-5
5	銀の鈴保育園	東中央 1-5-2
6	呉第一保育園	両城 2-1-3
7	大心保育園	吉浦中町 1-9-18
8	落走保育園	汐見町 12-8
9	後藤保育所	宮原 5-9-5
10	鍋保育所	警固屋 4-1-11
11	阿賀保育園	阿賀中央 2-7-7
12	横路保育所	広横路 4-1-46
13	徳風保育園	広本町 3-15-24
14	名田保育園	広白岳 1-3-8
15	長浜東保育所	広長浜 4-3-3
16	仁方保育園	仁方西神町 38-7
17	呉聖園マリア園	和庄登町 5-8
18	臨海保育所	広小坪 1-50-15
19	焼山保育園	焼山東 3-18-1
20	昭和保育園	栢原町西谷 667-2
21	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫 1-1-3
22	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町 18-15
23	鈴らん保育園	中央 6-11-1
24	ときわ保育園	広横路 3-11-32
25	警固屋みらい保育園 みらい乳児保育園 (警固屋みらい保育園分園)	警固屋 8-8-17 本通 3-4-16
26	昭和第 2 園ココロ	郷原町字林頭 1995
27	郷原保育所	郷原町 1946
28	坪内保育園	船見町 1-2
29	吉浦保育園	吉浦東本町 2-3-30
30	天応保育園	天応大浜 2-1-5
31	川原石保育園	海岸 4-1-13

	名 称	所 在 地
32	原保育園	阿賀北3-1-8
33	延崎保育園	阿賀南4-2-29
34	川尻保育所	川尻町久俊1-7-15

[公立]

	名 称	所 在 地
1	中央乳児保育所	西中央4-8-2-101
2	山の手保育所	山手2-11-1-101
3	中新開保育所	広中新開1-2-20
4	三坂地保育所	広塩焼1-2-19
5	皆実保育所	仁方皆実町1-14-101
6	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713-1
7	音戸保育所	音戸町高須2-1-9
8	波多見保育所	音戸町波多見2-27-1
9	倉橋保育所	倉橋町183-1
10	明德保育所	倉橋町7531-1
11	蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4
12	安浦中央保育所	安浦町中央3-3-7
13	安登保育所	安浦町安登西5-7-20

[地域保育所]

	名 称	所 在 地
1	ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783

(4) 認定こども園(平成27年3月現在)

[私立(認可)]

	名 称	所 在 地
1	焼山こぼと保育園	押込西平町29-84
2	くれよん保育園	広古新開2-2-15

(5) 呉市内の小学校（平成 27 年 3 月現在）

[公立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方	仁方本町 1-6-6	22	落走	汐見町 10-25
2	広南	広長浜 4-1-26	23	天応	天応大浜 2-1-64
3	白岳	広駅前 1-6-1	24	昭和西	焼山宮ヶ迫 1-3-1
4	広	広杭本町 3-1	25	昭和東	苗代町 39-2
5	三坂地	広中迫町 4-1	26	昭和中央	焼山中央 4-1-1
6	郷原	郷原町 1584-1	27	昭和南	焼山此原町 14-1
7	横路	広横路 4-1-9	28	昭和北	焼山本庄 1-6-1
8	阿賀	阿賀南 2-1-1	29	下蒲刈	下蒲刈町下島 3484-3
9	原	阿賀北 4-3-16	30	川尻	川尻町久俊 1-5-24
10	警固屋	警固屋 7-5-1	31	音戸	音戸町南隠渡 1-12-6
11	坪内	宮原 12-13-1	32	波多見	音戸町波多見 9-11-1
12	宮原	宮原 4-8-1	33	明德	倉橋町 7490
13	和庄	八幡町 10-7	34	倉橋	倉橋町 383-2
14	本通	寺本町 1-10	35	蒲刈	蒲刈町向 771
15	長迫	長迫町 12-5	36	三津口	安浦町三津口 2-27-2
16	明立	伏原 2-6-38	37	内海	安浦町内海北 1-2-5
17	荘山田	東中央 3-1-23	38	安登	安浦町安登西 5-7-19
18	呉中央	西中央 4-10-52	39	豊	豊町久比 2411-1
19	両城	三条 2-15-12	-	延崎	(休校)
20	港町	海岸 3-5-30	-	情島	(休校)
21	吉浦	吉浦中町 2-6-5			

(6) 呉市内の中学校（平成 27 年 3 月現在）

[公立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方	仁方棧橋通 16-8	15	吉浦	狩留賀町 8-6
2	広南	広長浜 4-1-9	16	天応	天応東久保 2-7-1
3	白岳	広駅前 2-11-1	17	昭和	焼山中央 6-9-1
4	広中央	広吉松 2-15-1	18	昭和北	焼山泉ヶ丘 2-11-1
5	郷原	郷原町 1706	19	下蒲刈	下蒲刈町下島 2119
6	横路	広横路 4-9-15	20	川尻	川尻町西 1-23-47
7	阿賀	阿賀中央 5-14-16	21	音戸	音戸町南隠渡 4-15-1
8	警固屋	警固屋 7-4-1	22	明德	音戸町藤脇 1-30-1
9	宮原	船見町 1-1	23	倉橋	倉橋町 383-2
10	和庄	和庄登町 3-18	24	蒲刈	蒲刈町向 771
11	東畑	東畑 2-7-38	25	安浦	安浦町中央 4-2-1
12	片山	東片山町 13-5	26	豊浜	豊浜町大字豊島 3438
13	呉中央	西中央 4-10-52	—	大冠	(休校)
14	両城	両城 2-22-15	—	音戸西	(休校)

[私立]

名 称		所 在 地
1	呉青山中学校	青山町 2-1

(7) 呉市内の特別支援学校

[広島県立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	広島南特別支援学校呉分校	阿賀中央 5-13-71	2	呉特別支援学校	焼山北 3-22-1

2 呉市保健福祉審議会（児童専門部会）

（1）保健福祉審議会条例

○呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号

改正

平成25年6月27日条例第21号

呉市保健福祉審議会条例

（設置）

第1条 呉市の保健福祉に関する事項について審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係団体の代表者
- （2）学識経験者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 会長は、特別の事項を調査審議するため、審議会に諮って審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。

3 専門部会の委員は、会長が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
4 部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 専門部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門部会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	団体・機関役職名	備考
審議会委員		
山内 京子	広島文化学園大学 看護学部長	部会長
小村 美子	呉市赤十字奉仕団委員長	副部会長
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会 会長	H25.12.1～
井田 淳一郎	呉市民生委員児童委員協議会 会長	～H25.11.30
佐々木 寛	呉市社会福祉協議会 事務局長	H26.4.1～
山口 一宣	呉市社会福祉協議会 事務局長	～H26.3.31
専門部会委員		
綿貫 博	呉市保育連盟 会長	
小笠原 朱育	呉市PTA連合会 母親部会	
中岡 博美	呉市すこやか子育て協会 センター長	
平原 弘史	社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
谷本 澄江	社団法人呉市歯科医師会 理事	
西垣内 啓二	社団法人呉市医師会 理事	H26.4.1～
弓場 千麻子	社団法人呉市医師会 理事	～H26.3.31
三戸 初人	呉市子ども会連合会 会長	
香川 治子	呉市手をつなぐ育成会 会長	
佐藤 正則	呉商工会議所 振興部次長	
井原 真琴	連合広島呉地域協議会 女性委員長	
中林 一文	広島県西部こども家庭センター 主幹	H26.4.1～
岡田 和子	広島県西部こども家庭センター 主幹	～H26.3.31
櫻 恵子	呉市小学校 校長会	
寺本 有伸	呉市教育委員会 学校教育部 部長	

3 市民の会の名簿

子ども・子育てほっと Café

グループ		団体名	氏名	備考
A	1	ひろば 利用者	木戸 明美	子育て中
	2	地域子育てサポーター	奥田 正美	子育て中
	3	・サークル YYY ・サークル くれパステル	後藤 典子	子育て中
	4	・地域子育てサポーター ・ファミサポ 提供会員	道中 静香	子育て中/支援者
	5	・主任児童委員 4区 ・ファミサポ 提供会員	竹田 亜紀子	支援者
B	1	ひろば 利用者	山下 千春	子育て中
	2	ひろば 利用者	大田 雅美	子育て中
	3	・サークル YYY ・サークル キラ②☆企画	竹内 美雪	子育て中
	4	・くれくれ・ば ボランティア ・ファミサポ 両方会員	林 和江	子育て中/支援者
	5	広島文化学園大学 看護学研究博士課程前期院生	藤尾 順子	学生
	6	呉人権擁護委員 (元 支援センター 相談員)	桐山 吟子	支援者
C	1	ひろば 利用者	河原 都季	子育て中
	2	・サークル ○△□ はなまるキッズ ・地域子育てサポーター	谷 亜記	子育て中
	3	ババールの絵本会	難波 佳子	子育て中
	4	おもちゃ病院 (主任児童委員 23区)	濱岡 慶次	支援者
	5	広島文化学園大学 学部生 4年生 (助産進学)	丸田 知実	学生
D	1	サークル 呉子ども NPO センター YYY	宇都宮 茉由	子育て中
	2	・サークル ○△□ はなまるキッズ ・地域子育てサポーター	佐々木 悦子	子育て中
	3	PTA 連合会	小笠原 朱育	子育て中
	4	サークル めばえ (主任児童委員 13区)	野戸 義夫	支援者
	5	広島文化学園大学	織元 さよ	学生

4 呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

開催期日	会議名称等	内 容
平成 25 年 10 月 17 日	平成 25 年度 第 2 回呉市保健福祉審 議会	・呉市子ども・子育て事業計画（諮問）について
10 月 17 日	第 1 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・「子ども・子育て支援制度」の概要について ・呉市子ども・子育て支援事業計画策定に関わるス ケジュールについて ・基本指針について ・アンケートについて
12 月 20 日	第 1 回幼児教育・保育 小部会	・「子ども・子育て支援新制度」の概要について ・幼児教育・保育小部会における検討項目について ・計画策定スケジュールについて
12 月 30 日 ～平成 26 年 1 月 14 日	呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象：市内の未就学児童が属する世帯 3,000 回収：1,815（回収率 60.5%）	
平成 26 年 1 月 23 日	第 1 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
1 月 31 日	第 2 回幼児教育・保育 小部会	・教育・保育提供区域の設定について ・「量の見込み」の算出について
2 月 19 日	第 2 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の状 況について ・市民の会について ・国の制度設計の状況について ・教育・保育提供区域の設定について
2 月 20 日	第 2 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
3 月 18 日	平成 25 年度 第 3 回呉市保健福祉審 議会	・委員の交代に伴う役員の選任について
3 月 20 日	第 3 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
3 月 25 日	第 3 回幼児教育・保育 小部会	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果につ いて ・確認制度について ・「量の見込み」の算出について
3 月 26 日	第 3 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の分 析について ・呉市子ども・子育て支援事業計画の枠組みについ て ・市民の会について

開催期日	会議名称等	内 容
5月 2日	呉市議会民生委員会	・呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について（報告）
5月 26日	第4回幼児教育・保育小部会	・「量の見込み」の策定（案）について ・教育・保育の提供体制の確保方策について
5月 30日	第4回呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援事業計画の体系について ・教育・保育の量の見込みについて ・地域子ども・子育て支援事業について
7月 2日	第5回呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	・地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」「提供区域」の設定について ・子ども・子育て支援新制度の各種基準等の策定の考え方について
7月 14日	呉市議会民生委員会	・呉市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況並びに取組の評価について（報告）
7月 17日	第1回呉市少子化対策推進本部幹事会	・呉市次世代育成支援行動計画（後期）の総括について ・子ども・子育て支援新制度の概要と呉市の対応について
8月 6日	呉市議会民生委員会	・呉市子ども・子育て支援新制度について（報告）
8月 26日	第5回幼児教育・保育小部会	・子ども・子育て支援新制度への移行に係る意向調査結果について ・意向調査結果における教育・保育の提供量について ・教育・保育の提供体制の確保方策(案)について
9月 12日	呉市議会民生委員会	・呉市放課後児童健全育成事業条例の一部改正する条例 ・呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
9月 30日	第6回呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	・教育・保育の確保方策の基本的な考え方について ・教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「提供体制の確保」について ・呉市子ども・子育て支援事業計画策定における基本理念の考え方について

開催期日	会議名称等	内 容
11月 26日	呉市議会民生委員会	・呉市放課後児童健全育成事業における児童の受け入れ方針について（報告） ・呉市子ども・子育て支援事業計画について（報告）
11月 26日	第6回幼児教育・保育小部会	・子ども・子育て支援新制度への施設の移行状況について ・新制度への移行希望結果における教育・保育の提供量について ・教育・保育の提供体制の確保方策(案)について ・呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例の制定について
11月 28日	第7回呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	・「保育認定」の基本的な考え方について ・教育・保育の確保について ・呉市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・パブリックコメントについて
12月 15日	呉市議会民生委員会	・呉市子ども・子育て支援事業計画案に対する意見募集について（報告）
平成 27年 1月 27日	第4回子ども・子育てほっとcafé（市民の会）	
2月 4日	第8回呉市保健福祉審議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援事業計画について ・呉市子ども・子育て支援事業計画（概要版）について ・パブリックコメントの総括について
2月 6日	第2回呉市少子化対策推進本部幹事会	・呉市子ども・子育て支援事業計画案について
2月 12日	平成26年度 第2回呉市保健福祉審議会	・呉市子ども・子育て支援事業計画案答申
3月 5日	呉市議会民生委員会	・呉市子ども・子育て支援事業計画案について報告 ・呉市保育所条例の一部改正
3月 20日	少子化対策推進本部会議	・呉市子ども・子育て支援事業計画の決定

5 用語解説

【あ行】

アメニティ環境の創造

教育委員会が「学校教育に係る経営方針」の中で、学校の使命は、「確かな学力」、「豊かな心」そして「健やかな体」を育むことを通し、子どもたちが社会の中で自立的に生きるための基礎と、社会の担い手として必要とされる資質を養うために、各中学校区の特色を生かした「小中一貫教育」を進め、学校を明るく活気に満ちた笑顔あふれる環境に創っていくためのキーワード。

一時預かり事業

就学前児童が、一時的に家庭での保育が困難となる場合に保育所等で預かる事業。

延長保育事業

就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業。

【か行】

教育・保育事業

いわゆる幼稚園や保育所・認定こども園等で行われる教育・保育サービス等。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子どもの数。

子ども・子育て関連3法

次の3つの法律のことを指す。

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子どもの貧困対策

政府が推進すべき子どもの貧困対策の指針として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、今後、本大綱に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進していく。

【さ行】

産業別就業構造

一国の労働力の存在形態を就業状態の視点からとらえたもので、就業者が産業別にみてどのような分布状況になっているかを示したもの。第一次産業は農業、林業、漁業等。第二次産業は製造業等。第三次産業は商業、運輸業、通信業、サービス業等を言う。

児童館

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」と言う児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中

で具現化する児童福祉施設。

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

小1の壁

主にワーキングマザーが、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。

食育

日々の食事のなかで、望ましい食生活がおくれるよう、「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組合せ方等の能力・知恵を養う教育、及びそれに関連する取組のこと。

【た行】

地域型保育事業

少人数（19人以下）の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

特定保育事業

市が確認した保育所や認定こども園等で行われる保育サービス等のこと。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと、以下の4つのタイプがある。

①幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる。

②幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所的な役割を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

③保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な役割を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

【は行】

発達障害【学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）】

発達障害は生まれつきの「特性」で、比較的の低年齢期の発達過程において症状が現れ始める（発達遅延）。同じ行動を繰り返す、コミュニケーションが取れない、すぐに席を離れ立ち歩くなど、子どもによって症状はさまざまな特性を持つ。学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の総称。

①学習障害（LD）

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄の習得や使用に著しい困難を示す。

②注意欠陥・多動性障害（ADHD）

多動性，不注意，衝動性等の症状が特徴な行動（発達）の障害。

PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって，業務を継続的に改善する。

保育標準時間，保育短時間

保育を必要とする事由や保護者の就労時間に応じて保育標準時間と保育短時間に分かれる（認定される）。

①保育標準時間

保育時間は8～11時間で，保護者の就労時間がどちらも月120時間を超える場合などに保育標準時間認定となる。

②保育短時間

保育時間は8時間が上限で，保護者の就労時間がどちらかが月120時間～48時間の場合などに保育短時間認定となる。

どちらも保育時間の限度を超えてさらに保育を利用する場合は，延長保育（有料）となる。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため，校庭や教室を開放し，地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。文部科学省が主導。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに，次代を担う人材を育成するため，すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進するためのプラン。

放課後児童会

放課後児童健全育成事業として，保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に，小学校児童を放課後から夕方まで預かり，小学校の余裕教室等を活用しながら，指導員が遊びと生活の指導を通して児童の健全育成を行うもの。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し，適切な保護を図るため，医療・警察・児童委員・教育・保健・福祉等の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し，連携の下に適切な保護や支援を行うための組織。児童福祉法第25条第2項第1号。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活等においても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指しています。

つなぐ手に **海・技・人** が光るまち

呉市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行
発行/呉市福祉保健部子育て支援課
子育て施設課

〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号

(すこやかセンターくれ 4F)

TEL (0823) 25-3254/FAX (0823) 24-6720

E-mail kodosien@city.kure.lg.jp
